

東日本大震災からの 農林水産業の復興支援のための取組

令和 7 年 1 月

農林水産省

①地震・津波災害からの復旧・復興

・東日本大震災による農林水産関係の被害状況	2
・東日本大震災からの農林水産業の復旧状況	3
・震災からの復興のため、人的支援を実施	4
・農地・農業用施設の直轄災害復旧事業を実施	5
・農地の復旧にあわせた、ほ場の大区画化への取組	6
・農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携	7
・被災した漁港や水産加工施設の整備	8

②福島県における原子力災害からの復旧・復興（農業）

・原子力発電所事故による避難指示区域・拠点区域の解除について	10
・実証事業の結果を踏まえて、農地の除染を推進	11
・農地・森林を計画的に除染	12
・福島県の農業の状況	13
・原子力被災12市町村の農業の状況	14
・原子力被災12市町村の営農再開の状況	15
・原子力被災12市町村の農地・農業用施設等の復旧・整備	17
・原子力被災12市町村の農地の整備状況	18
・ため池等の放射性物質による影響調査と対策	19
・原子力被災12市町村の農業者の営農再開状況及び意向	20

・営農再開の加速化に向けた取組	21
・原子力被災12市町村の営農再開に向けた支援策	22
・原子力被災12市町村への人的支援	23
・農地集積と大規模化に向けた制度改正等	25
・農用地利用集積等促進事業(農地の利用集積の促進)	26
・生産と加工等が一体となった高付加価値生産を展開する産地の創出	27
・福島県における先端技術の実証研究・社会実装	28
・福島県における産地の取組事例	29
・原子力被災12市町村における取組	
【飼料作物：飯館村】	30
【花き・観光農園：川俣町】	31
【さつまいも：楢葉町】	32
【畜産：葛尾村】	33
【ワイン用ぶどう：川内村】	34
【園芸団地：南相馬市】	35

③福島県における原子力災害からの復旧・復興（林業）

・空間線量率及び放射性セシウムの蓄積量の推移	37
・森林・林業の再生に向けた取組の現状	38
・森林・林業の再生に向けた具体の取組	39
・特用林産物の産地再生に向けた取組の現状及び対応方針	40
・特用林産物の出荷制限の状況	41
・木材製品等の安全確保に係る取組の現状及び今後の課題・対応方針	42

④福島県における原子力災害からの復旧・復興（水産業）

・福島県における漁業再生に向けた取組	44
・震災前以上の収益性確保を目指す漁業者等の取組を支援	45
・試験操業・販売について	46
・漁業・養殖業（復興支援事業復興計画認定状況）	47
・水産物の販路回復に向けた取組	48
・福島県における水産物の安全性確保に関する取組	49
・放射性物質濃度の検査結果（福島県・海産種）	50
・風評被害対策（検査結果の情報発信）	51
・新たな取組（スマート水産業の推進）取組事例	52

⑤原子力災害からの復旧・復興（風評対策）

・農林畜産物に含まれる放射性物質の低減対策の実施	54
・農林水産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低下	55
・風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略	56
・食品中の放射性物質に関する情報提供	57
・「食べて応援しよう！」～被災地産食品の利用・販売を推進～	58
・福島県の農林水産業の再生に向けた取組状況（生産段階での取組）	59
・食品についての風評の現状	60
・福島県産品と全国平均の価格差	61
・流通段階における取扱姿勢の評価、取扱減少の理由	62
・風評影響軽減のための販売促進事業について	63
・ALPS処理水放出に伴う風評対策（トリチウムのモニタリング）	64
・原発事故及びALPS処理水放出に伴う諸外国・地域の食品等の輸入規制の概要	65
・農林漁業者への賠償支払い状況	66

①地震・津波災害からの復旧・復興

東日本大震災による農林水産関係の被害状況

東日本大震災では、農林業関係で1兆1,799億円、水産業関係で1兆2,637 億円、合計で 2 兆4,436億円の被害が発生。

農林業関係被害

農地（2.6 万ha）	4,288億円
農業用施設等（18,146箇所） （水路、揚水機、集落排水施設等）	4,721億円
農作物、家畜等	142億円
農業・畜産関係施設等（農業倉庫、ハウス、畜舎、堆肥舎等）	493億円
林野関係（林地荒廃、治山施設、林道施設、木材加工流通施設等）	2,155億円
合計	1兆1,799億円

- 注：1 平成24年7月5日時点。
（農地・農業用施設等は令和6年3月末時点）。
- 2 被害額には、原子力災害による被害額は含まれていない。
- 3 被災した農地は青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県、新潟県

水産業関係被害

漁船（28,612隻）	1,822億円
漁港施設（319漁港）	8,230億円
養殖関係	1,335億円
養殖施設	738億円
養殖物	597億円
共同利用施設（1,725施設）	1,249億円
合計	1兆2,637億円

- 注：1 平成24年7月5日時点。
- 2 漁船は、21都道県で被害（岩手、宮城、福島では約9割で被害）。
- 3 漁港施設は、7道県約4割で被害（岩手、宮城、福島ではほぼ全て被害）。
- 4 この他、民間企業が所有する水産加工施設、製氷冷凍冷蔵施設等で約1,600億円の被害（水産加工団体等からの聞き取り）。

東日本大震災からの農林水産業の復旧状況

MAFF

農地

96%

漁港
(陸揚げ機能)

100%

主要な
排水機場

100%

漁船

94%

農地海岸

98%

養殖施設

100%

農業集落
排水施設

99%

大型定置網

100%

海岸防災林

99%

産地市場
(業務再開)

100%

木材加工
流通施設

100%

水産加工施設
(業務再開)

99%

- 注：1 水産加工施設は令和6年12月末時点、その他は令和6年3月末時点。
2 農地は、公共用地等への転用が行われたもの（見込みを含む）を除いた津波被災農地（青森県、岩手県、宮城県、茨城県、千葉県）19,640haに対するもの（福島県770ha除き完了）。
3 主要な排水機場は、復旧が必要な96箇所に対するもの。
4 農地海岸は、復旧が必要な122地区に対するもの（福島県3地区を除き完了）。
5 農業集落排水施設は、被災した401地区に対するもの。（復旧事業実施中も含む）。
6 海岸防災林は、復旧を要する164kmに対するもの（福島県1km除き完了）。

- 7 木材加工流通施設は、再開を希望する41箇所に対するもの。
8 漁港は、被災した319漁港に対するもの。
9 漁船は、復旧を目指す20,000隻に対するもの。
10 養殖施設は、再開を目指す68,893施設（岩手県17,480施設、宮城県51,413施設）に対するもの。
11 大型定置網は、復旧を目指す143ヶ統に対するもの。
12 産地市場は、被災3県で被災した30施設に対するもの。
岩手県及び宮城県の産地市場は、22施設全てが再開。
13 水産加工施設は、被災3県で再開を希望する766施設に対するもの。

震災からの復興のため、人的支援を実施

農林水産省は、東日本大震災からの復旧復興や、農地・森林の除染を速やかに進めるため、職員の復興庁・環境省等への出向及び被災自治体との人事交流を実施中。

また、被災地における災害復旧工事を迅速・円滑に実施するため、被災県からの支援要望に沿って、農林水産省及び他の都道府県等の専門職員を被災自治体に派遣。

農林水産省から復興庁等への出向状況 (令和6年9月末時点)

復興庁	44名
環境省	
福島地方環境事務所	37名
※このほか（公社）福島相双復興推進機構へ職員（3名）を派遣	
人事交流	
岩手県内	5名
宮城県内	2名
福島県内	7名

農林水産省及び都道府県等からの職員派遣の実績（農林水産関係）

(単位：人月)

	国	都道府県	市町村	計
農地・農業用施設	1,527	8,541	－	10,068
森林・林業関係	60	2,177	－	2,237
漁港関係	324	2,637	2,227	5,188

注：令和6年9月末までの派遣実績。
職員1名を1か月間派遣した場合、1人月と数える。

農地・農業用施設の直轄災害復旧事業を実施

MAFF

土地改良法特例法等に基づき、東日本大震災により被災した農地・農業用施設の直轄災害復旧事業を実施。
令和5年度までに全地区が完了。

【仙台東】大堀排水路



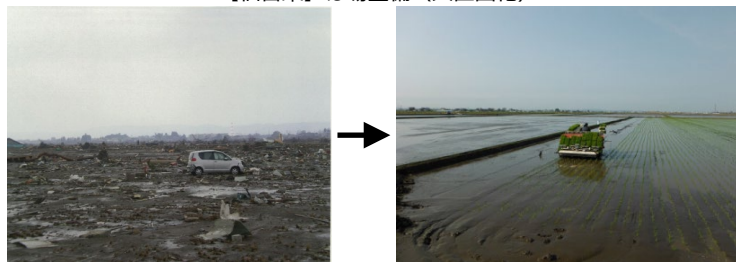
津波で損壊した排水路の復旧状況

凡 例

 	直轄特定災害復旧事業実施地区(津波被災地域)
 	直轄災害復旧事業実施地区(地震被災地域)
 	代行海岸保全施設災害復旧事業実施地区(津波被災地域)
 	福島特別直轄災害復旧事業実施地区(地震被災地域)

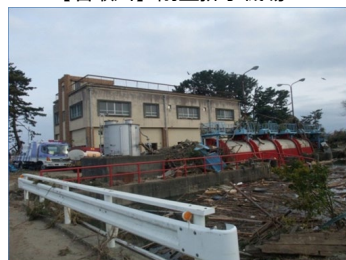
※⑬請戸川は一部避難指示区域内

【仙台東】ほ場整備（大区画化）



大区画化したほ場での営農状況

【名取川】関上排水機場



損壊した建屋及びポンプ設備の復旧状況



【南相馬】村上第二排水機場



損壊した建屋及びポンプ設備の復旧状況

【亘理・山元農地海岸】海岸堤防



海岸堤防の復旧状況

農地の復旧にあわせた、ほ場の大区画化への取組

地震・津波で被災した地域において、直轄事業や復興交付金等の活用により農地の大区画化に取り組む中。

農地の大区画化の県別面積（ha）（令和6年3月末時点）

県名	大区画化に取り組む 地区の計画面積 （注1）	整備完了面積 【全体】	左記のうち 大区画化を 行った面積 （注2）
岩手県	50	50	10
宮城県	6,360	6,360	5,370
福島県	1,970	1,800	1,450
計	8,380	8,210	6,830

注1：津波被災農地と一体的に整備する農地を含む。

注2：大区画化とは、農地を0.5ha以上の区画に整備するもの。

大区画化整備したほ場（大曲地区（宮城県東松島市））

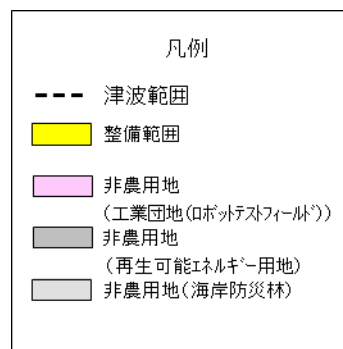


整備前



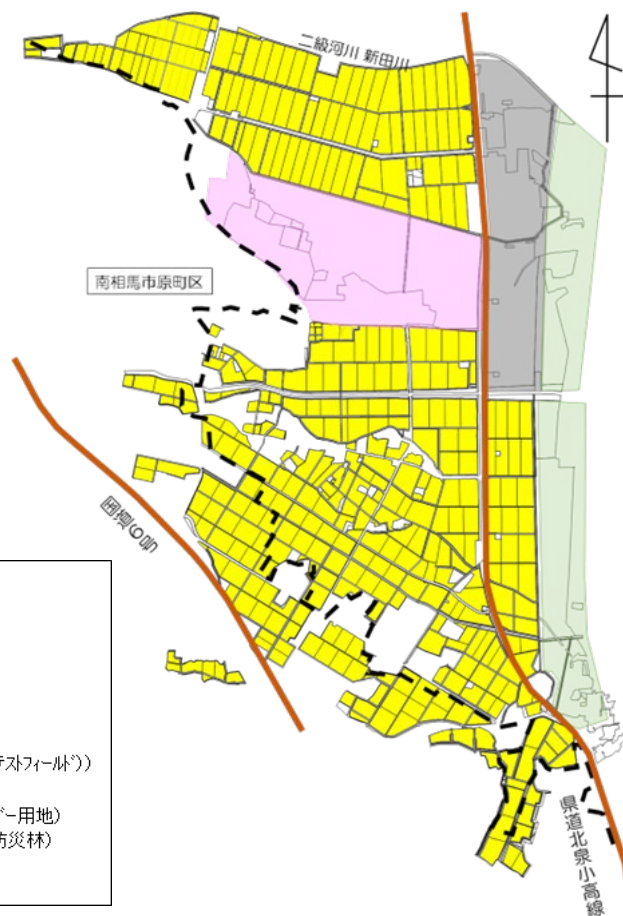
（提供：国土地理院）

整備後



事例：福島再生加速化交付金(原町東地区(福島県南相馬市))大区画化整備図

原町東地区（地区面積：525ha）は、生産性の高い大規模な営農を展開するため、被害が甚大であった農地の復旧と併せて、ほ場の大区画化（10～30a→標準区画1.2ha）を実施。

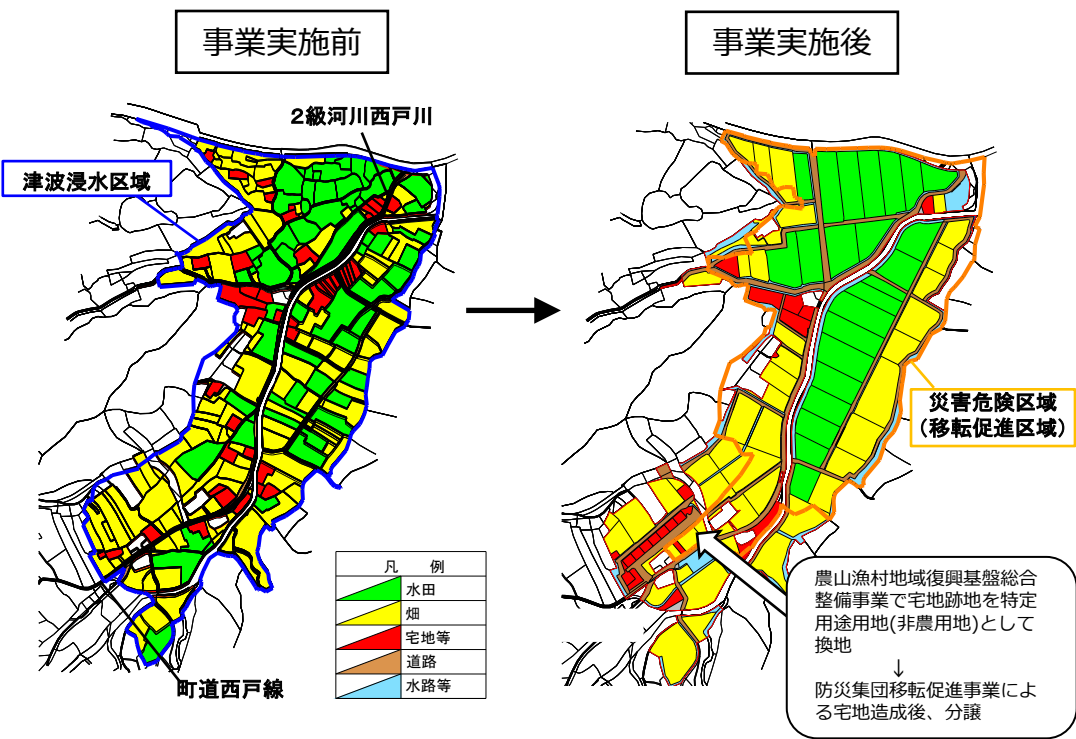


※津波範囲は、「東日本大震災 南相馬市災害記録誌」（南相馬市、平成25年3月発行）による。

農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携

防災集団移転促進事業と連携して農業農村整備事業を実施し、高台への集団移転と併せて、移転跡地を含めた農地整備を2県10市町17地区で進めており、15地区で整備が完了（令和6年3月末時点）。

宮城県南三陸町の南三陸地区（西戸川工区）^{さいどがわ}では、復興交付金を活用して「農地整備事業」と「防災集団移転促進事業」を一体的に実施し、住宅地の移転に必要な用地の創出や、移転跡地を含めた農地整備を行うことにより、事業期間の短縮と、効率的な土地利用を実現。



県名	市町村名	地区名
宮城県	南三陸町	南三陸地区
	石巻市	牡鹿地区、大川地区、北上地区
	七ヶ浜町	七ヶ浜地区
	気仙沼市	気仙沼地区
	山元町	山元東部地区
	亘理町	亘理地区
	東松島市	西矢本地区、奥松島地区
	名取市	名取地区
福島県	岩沼市	岩沼地区
	南相馬市	原町東地区、右田・海老地区、 <u>真野地区</u> 、 <u>井田川地区</u> 、八沢地区
2 県	10市町	17地区

※下線は、令和6年度以降も農地整備を実施する予定の地区を示す。

被災した漁港や水産加工施設の整備

気仙沼漁港・石巻漁港等においては、水産加工団地の土地の嵩上げ工事や高度衛生管理に対応した荷さばき所の整備などを実施。

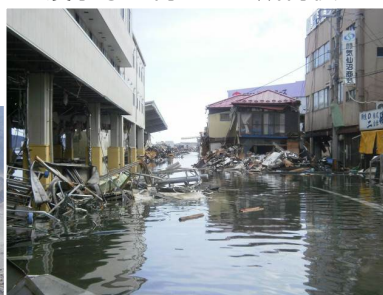
被災状況（気仙沼漁港）

防波堤、岸壁、市場施設、水産加工団地等が壊滅。約1mの地盤沈下により、満潮時には、漁港及び水産加工団地へ海水が流入し、冠水。

荷さばき所の被害状況



浸水した荷さばき所背後



倒壊した岸壁



復旧・復興の取組（気仙沼漁港）

南気仙沼地区と鹿折地区の一部を水産加工施設等の集積地として整備するため、嵩上げ工事を実施（平成26年3月完了）。

主要な陸揚岸壁について、水産庁が代行工事を実施（平成26年5月完了）。

高度衛生管理に対応した荷さばき所を整備（平成31年4月供用開始）。



嵩上げた集積地（南気仙沼地区）、
復旧した岸壁及び完成した荷さばき所



荷さばき所の内部写真

漁港の高度衛生管理のイメージ



**②福島県における
原子力災害からの復旧・復興
(農業)**

実証事業の結果を踏まえて、農地の除染を推進

現地のほ場で行った実証試験で、表土の削り取りにより土壌の放射性セシウム濃度が8～9割減少するなどの効果を確認。この結果を踏まえ、環境省が関係省庁と連携して、土壌の放射性セシウム濃度に応じてそれぞれ技術を適用して農地を除染。

土壌の放射性セシウム濃度	適用する主な技術	適用例	
～5,000Bq/kg	反転耕、移行低減栽培（※）、 表土の削り取り（未耕起圃場） （※ 作物による土壌中の放射性セシウムの吸収を抑制するため、カリウム肥料を施用する栽培方法。）	 反転耕（畑、水田、牧草地）	 移行低減栽培
5,000～10,000Bq/kg	表土の削り取り、反転耕、水による土壌攪拌・除去	 表土の削り取り（畑、水田、牧草地）	 水による土壌攪拌・除去（水田）
10,000～25,000Bq/kg	表土の削り取り		
25,000Bq/kg～	固化剤を用いた表土の削り取り、芝・牧草のはぎ取り	 固化剤を用いた削り取り	 芝・牧草のはぎ取り

農地・森林を計画的に除染

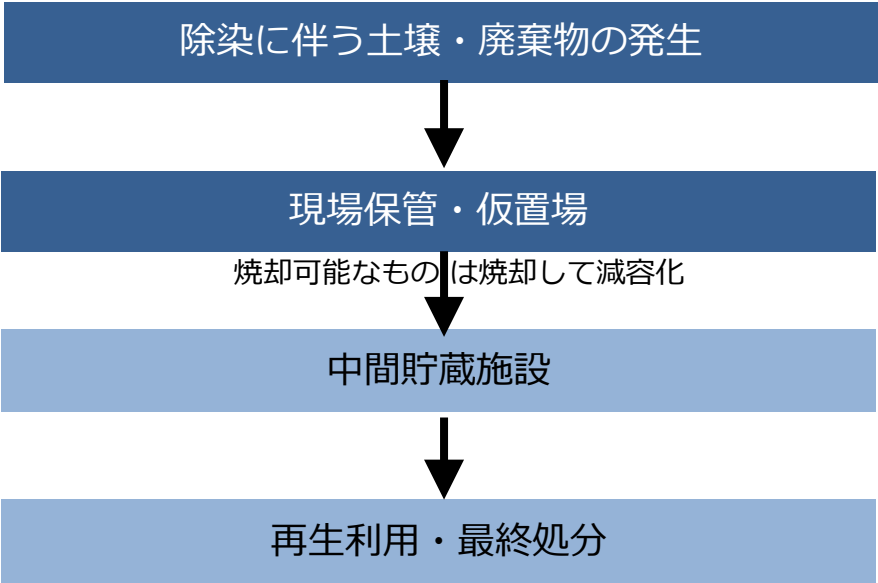
MAFF

福島県内の農地・森林について、国直轄除染地域（除染特別地域*）は環境省が、市町村除染地域（汚染状況重点調査地域）は市町村等が除染実施計画に基づき除染を実施し、平成30年3月19日までに帰還困難区域を除く全ての面的除染が完了。除去土壌等については中間貯蔵施設への搬入が計画的に実施され、ほぼ完了している。また、除去土壌等は中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する方針。

福島県内の農地・森林の除染実施状況

- 国直轄除染地域（除染特別地域）
平成28年度末に、帰還困難区域を除き完了
- 市町村除染地域（汚染状況重点調査地域）
平成29年度末に完了

福島県における除去土壌等の処理（イメージ）



○中間貯蔵施設用地の取得状況（令和6年12月末時点）

全体面積	契約済面積	割合
約1,600ha	約1,303ha	約81%

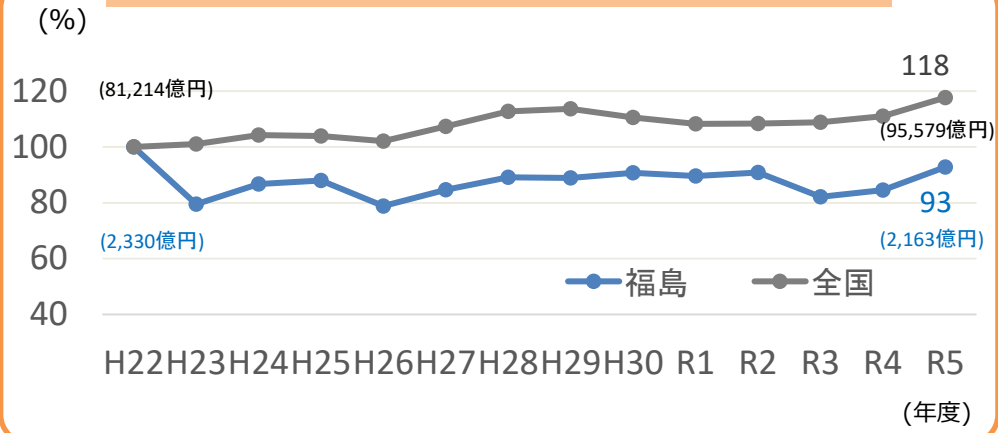
○中間貯蔵施設への搬入状況（令和6年12月末時点）

輸送対象物量	搬入量	割合
約1,400万m ³	約1,400万m ³	約99%

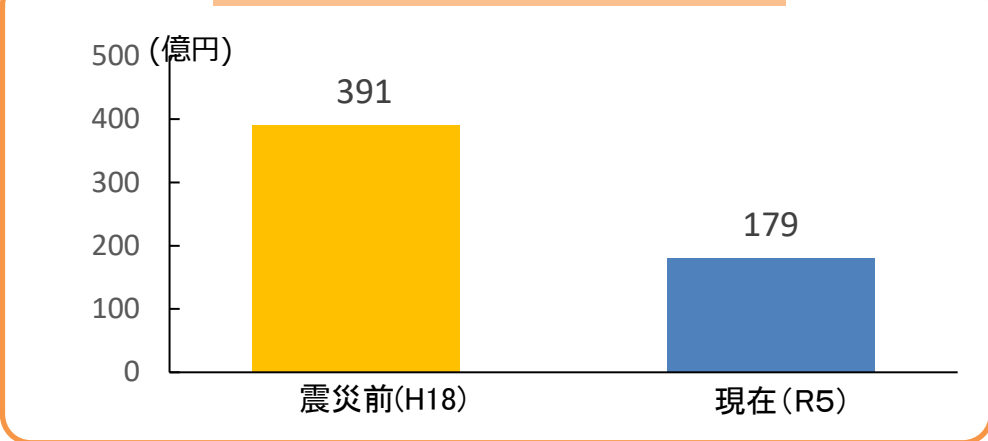
*田村市、楡葉町、川内村、大熊町、葛尾村、川俣町、双葉町、飯舘村、富岡町、浪江町、南相馬市

- 農業産出額は、県全体では震災前の約 9 割まで回復しているが、原子力被災12市町村では、震災前の約 5 割に留まっている。
- 原子力被災12市町村における令和 7 年度末の営農再開目標10,000haに対する進捗は86%（令和 5 年度末時点）。

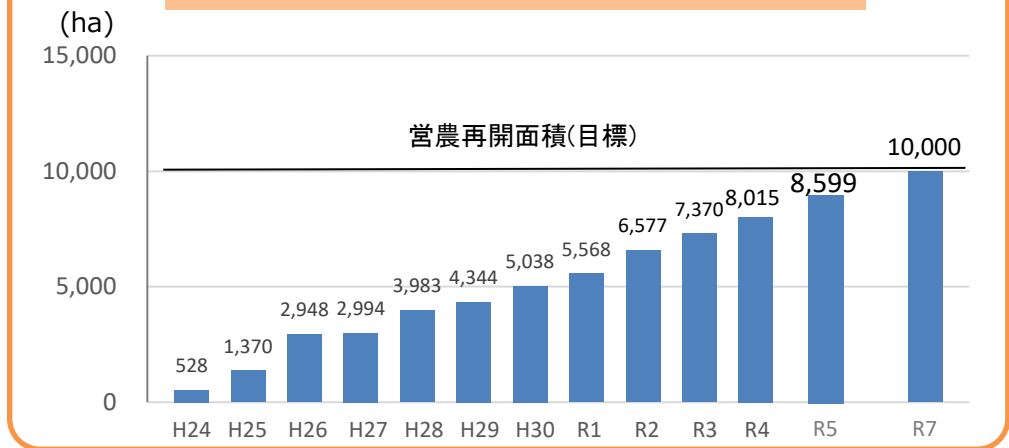
○【福島県と全国の農業産出額の推移（H22年比）】



○農業産出額（原子力被災12市町村）



○営農再開面積の推移（原子力被災12市町村）



原子力被災12市町村の農業の状況

- 原子力被災12市町村の経営耕地総面積20,869haのうち、営農休止面積は、田村市、南相馬市、川俣町の一部面積を除いた17,298ha。
- 1 経営体当たりの経営耕地面積は、震災前と比較して規模が拡大(H22年 1.8ha → R2年 2.5ha)。

○ 経営耕地の状況

	経営耕地 総面積 (ha)		経営耕地のある 経営体数		1経営体当たり 経営耕地面積 (ha)	
	震災前	震災後	震災前	震災後	震災前	震災後
広野町	269	185	230	76	1.2	2.4
田村市	3,824	2,310	3,326	1,835	1.1	1.3
川内村	605	366	349	119	1.7	3.1
檜葉町	584	215	442	37	1.3	5.8
葛尾村	397	36	239	17	1.7	2.1
南相馬市	7,486	4,058	3,052	735	2.5	5.5
川俣町	816	399	672	252	1.2	1.6
飯舘村	2,331	113	763	41	3.1	2.8
浪江町	2,035	－	1,030	－	2.0	－
富岡町	864	12	506	5	1.7	2.4
大熊町	936	－	480	－	2.0	－
双葉町	722	－	383	－	1.9	－
原子力被災12市町村	20,869	7,694	11,472	3,117	1.8	2.5

※農林業センサスより引用。震災前はH22年（2010年）、震災後はR 2 年（2020年）から引用。

原子力被災12市町村の営農再開の状況

- 避難指示解除の時期や帰還状況（居住率）により、市町村の営農再開割合に差が出ており、特に帰還困難区域がある町村の営農再開に遅れ。

市町村名	避難指示 解除時期	居住率(居住者数) (令和6年3月)	営農再開の状況			
			営農休止面積 (ha)	再開面積 (令和6年3月) (ha)	再開割合 (%)	【参考】 休止面積のうち帰 還困難区域内の 農地面積(ha)
広野町	—	90% (4,094人)	269	230	85.5	0
田村市(都路地区)	H26.4.1	86% (197人)	893	541	60.6	0
川内村	H26.10.1	83% (1,884人)	605	357	59.0	0
檜葉町	H27.9.5	68% (4,360人)	585	422	72.2	0
葛尾村	H28.6.12	37% (463人)	398	151	37.9	23
南相馬市全域	—	95% (53,454人)	7,289	5,038	69.1	2
うち小高区	H28.7.12	63% (4,356人)	2,581	1,187	46.0	0
川俣町(山木屋地区)	H29.3.31	51% (324人)	375	259	69.1	0
飯舘村	H29.3.31	33% (1,536人)	2,330	760	32.6	147
浪江町	H29.3.31	14% (2,186人)	2,034	545	26.8	703
富岡町	H29.4.1	20% (2,344人)	861	253	29.4	288
大熊町	H31.4.10	7% (646人)	936	39	4.2	817
双葉町	R2.3.4	1% (41人)	723	4	0.5	688
合 計			17,298	8,599	49.7	2,668

- ・避難指示解除が早い市町村順に列挙。
- ・居住率(居住者数)の対象区域は、田村市(都路地区一部)、川俣町(山木屋地区))、それ以外は全域。
- ・営農休止面積は2010年世界農林業センサスより整理。うち帰還困難区域内の農地面積は、R6年7月福島県による市町村からの聞き取り。
- ・再開面積は福島県調べ。小数点以下を四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
- ・再開割合は営農再開面積(R5.3)／営農休止面積。帰還困難区域内の面積には、特定復興再生拠点区域内の農地を含む。
- ・特定復興再生拠点区域の解除時期：葛尾村 R4.6.12、大熊町 R4.6.30、双葉町 R4.8.30、浪江町 R5.3.31、富岡町 R5.4.1、飯舘村 R5.5.1

原子力被災12市町村の営農再開の状況

市町村名	水稻	畑作物、野菜、工芸作物、果樹	花き、花木	畜産	飼料作物
広野町	作付再開（26年産～） 195ha	出荷制限解除（野菜：23年11月） ・小麦：5.7ha、大豆：2.0ha、そば：4.1ha、 たまねぎ：0.1ha、キャベツ：2.4ha、 ブルーベリー：0.2ha 等	キクの販売（25年度～）、小ぎく等の実証栽培・販売（26年度～） ・トルコギキョウ：0.4ha 等	原乳の出荷制限解除（23年10月）、牛肉の出荷制限解除（31年3月） ・和牛繁殖（1戸）、肉用牛肥育（1組織）	2.7ha
田村市 （都路町）	作付再開（26年産～） 326ha	出荷制限解除（野菜：25年3月） ・そば：0.9ha、えごま：0.3ha、トマト：0.6ha、 ピーマン：0.6ha 等	リンドウの実証栽培（27年度）・販売（28年度～） —	実証栽培（27年：牧草22a）、水田放牧実証試験（29年：肉用牛）、原乳の出荷制限解除（福島第一原発から半径20km圏内の区域）（28年12月）、牛肉の出荷制限解除（31年3月） ・和牛繁殖（32戸、2組織）、肉用牛肥育（1組織）、養豚（1組織）、養鶏（1組織）	—
川内村	作付再開（26年産～） 216ha	出荷制限解除（野菜：27年2月） ・小麦：0.4ha、そば：47.6ha、トマト：0.8ha、 えごま：6.8ha、ぶどう：4.9ha 等	トルコギキョウの実証栽培・販売（25年度～）、リンドウの実証栽培（26年度）・販売（27年度～） ・トルコギキョウ：0.2ha 等	実証栽培（26年：飼料作物3a）、原乳の出荷制限解除（福島第一原発から半径20km圏内の区域）（28年12月）、牛肉の出荷制限解除（31年3月） ・和牛繁殖（8戸）、酪農（1戸）、養豚（1組織）、養鶏（2戸）	21.8ha
檜葉町	作付再開（29年産～） 332ha	出荷制限解除（野菜：27年2月） ・かんしょ：57.0ha、たまねぎ：2.8ha、 トマト：1.0ha 等	トルコギキョウ等の実証栽培・販売（27年度～） ・トルコギキョウ：0.5ha、ユウカリ：1.8ha 等	実証栽培（26年：牧草30a、27年：牧草30a）、肉用牛の飼養実証（28年：1戸）、乳用牛の飼養実証（28年：1戸）、原乳の出荷制限解除（福島第一原発から半径20km圏内の区域）（28年12月）、牛肉の出荷制限解除（31年3月） ・和牛繁殖（3戸、1組織）、酪農（1組織）	37.0ha
葛尾村	作付再開（30年産～） 63ha	避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除（野菜：28年3月）、特定復興再生拠点区域で出荷制限解除（野菜：R4年4月） ・大豆：2.7ha、そば：18.6ha、 ピーマン：0.3ha、ぶどう：0.1ha 等	トルコギキョウの実証栽培・販売（29年度～）、コショウランの栽培・販売（30年度） ・胡蝶蘭：0.2ha 等	実証栽培（26年：牧草8a、27年：牧草8a）、原乳の出荷制限解除（帰還困難区域を除く）（28年12月）、乳用牛の飼養実証（30年：1戸）、牛肉の出荷制限解除（帰還困難区域を除く）（31年3月）、牛肉の出荷制限解除（特定復興再生拠点区域に限る）（6年3月） ・和牛繁殖（12戸、3組織）、肉用牛肥育（1組織）、酪農（1組織）、養鶏（1戸、2組織）、めん羊（1組織）、山羊（1組織）	39.3ha
南相馬市	作付再開（27年産～） 3,648ha	避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除（野菜：28年3月、うめ：R2年2月、大豆：27年10月） ・小麦・大麦：24.0ha、大豆：129.7ha、 なたね：20.2ha、たまねぎ：3.4ha、 ブロッコリー：47.8ha、うめ：7.0ha ぶどう：1.0ha 等	カスミソウの実証栽培・販売（小高区、28年度～）、小ぎくの販売（小高区、29年度～） ・トルコギキョウ：0.1ha 等	実証栽培（26年：牧草8a、27年：牧草8a）、原乳の出荷制限解除（帰還困難区域を除く）（28年12月）、乳用牛の飼養実証（30年：1戸）、牛肉の出荷制限解除（帰還困難区域を除く）（31年3月） ・和牛繁殖（1戸）、養豚（1組織）、養鶏（1戸）、めん羊（1組織）	107.9ha
川俣町 （山木屋）	作付再開（R1年産～） 101ha	出荷制限解除（山木屋区域）（野菜：28年3月） ・小麦、ライ麦：0.7ha、そば：10.4ha、ねぎ：1.3ha、 トマト：0.5ha、ブルーベリー：0.6ha、 ぶどう：0.9ha 等	トルコギキョウの実証栽培（25年度）・全農家で栽培再開（26年度～）、リンドウの実証栽培（26年度）・販売（27年度～）、アンズリュウムの栽培（30年度） ・トルコギキョウ：1.9ha 等	実証栽培（26年：飼料作物10a、27年：飼料作物22a）、原乳の出荷制限解除（山木屋区域）（30年3月）、牛肉の出荷制限解除（帰還困難区域を除く）（31年3月） ・和牛繁殖（1戸）、酪農（1戸）、養豚（1組織）、養鶏（1組織）	155.9ha
飯舘村	作付再開（30年産～） 257ha 実証栽培（R6年産～）	避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除（帰還困難区域を除く）（野菜：29年3月） ・小麦・大麦：0.6ha、大豆：20.3ha、そば：97.7ha、 なたね：13.4ha、えごま：2.2ha、ばれいしょ：1.2ha、 かぼちゃ：2.1ha、いちご：0.4ha、 ブルーベリー：1.8ha 等	小ぎくの実証栽培・販売（29年度）、カスミソウ・トルコギキョウ等の販売（29年度～） ・トルコギキョウ：0.7ha ユウカリ：0.2ha 等	肉用牛の飼養実証（28年：1戸）、水田放牧の実証（29年：肉用牛）、原乳の出荷制限解除（帰還困難区域を除く）（30年3月）、牛肉の出荷制限解除（帰還困難区域を除く）（31年3月）、牛肉の出荷制限解除（特定復興再生拠点区域に限る）（6年3月） ・和牛繁殖（10戸、1組織）、酪農（1組織）、養豚（1組織）、養鶏（1戸、1組織）	128.8ha
浪江町	作付再開（R1年産～） 302ha 試験栽培（R5年産～）	避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除（野菜：29年3月）、特定復興再生拠点区域で出荷制限解除（野菜：R5年5月） ・大豆：15ha、そば：36ha、なたね：21ha えごま：8ha、たまねぎ：11ha、ねぎ：22ha 等	トルコギキョウの販売（26年度～）、ユウカリの販売（30年度）、カキツバタ・コウホネ・水仙の実証栽培（30年度） ・トルコギキョウ：4.0ha 等	実証栽培（27年：飼料作物、牧草20a、28年：牧草30a）、原乳の出荷制限解除（帰還困難区域を除く）（30年3月）、牛肉の出荷制限解除（帰還困難区域を除く）（31年3月）、牛肉の出荷制限解除（特定復興再生拠点区域に限る）（6年3月） ・酪農（1組織）、養鶏（1戸）	5.0ha
富岡町	作付再開（R1年産～） 148ha	避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除（野菜：29年3月）、特定復興再生拠点区域で出荷制限解除（野菜：R5年5月） ・小麦等：6.9ha、大豆：15.4ha、そば：28.7ha、 なたね：31.2ha、たまねぎ：9.6ha、ぶどう：3.8ha 等	・トルコギキョウ：0.3ha、ユウカリ：0.1ha 等	実証栽培（28年：飼料作物12a）、原乳の出荷制限解除（帰還困難区域を除く）（30年3月）、牛肉の出荷制限解除（帰還困難区域を除く）（31年3月）、牛肉の出荷制限解除（特定復興再生拠点区域に限る）（6年3月） —	4.4ha
大熊町	作付再開（R5年産～） 14ha	避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除（野菜：29年3月）、特定復興再生拠点区域で出荷制限解除（野菜：R5年5月） ・大豆：7.6ha、かんしょ：1.4ha、えごま：0.2ha、 いちご：2.0ha、しょうが：3.0ha 等	—	牛肉の出荷制限解除（帰還困難区域を除く）（31年3月）、牛肉の出荷制限解除（特定復興再生拠点区域に限る）（6年3月） ・めん羊（1組織）	—
双葉町	試験栽培（R3年産～）	特定復興再生拠点区域で出荷制限解除（野菜：R4年4月） ・ブロッコリー：3.7ha	水田における地力増進作物の実証栽培（28年度～） —	牛肉の出荷制限解除（帰還困難区域を除く）（31年3月）、牛肉の出荷制限解除（特定復興再生拠点区域に限る）（6年3月） —	—

※米の作付面積（田村市は第一原発から半径30km圏内）は、福島県からの聞き取りによるもの（R6.10月）。※野菜、果樹、畑作物、工芸作物、花き、花木の作付け面積は市町村からの聞き取りによるもの（令和5年に収穫したものを集計）。

原子力被災12市町村の農地・農業用施設等の復旧・整備

原子力被災12市町村の営農再開に向けて、農地・農業用施設等の災害復旧事業を実施。
県や市町村による農地・農業用施設等の災害復旧事業が迅速に進むよう支援。
農家の帰還状況等を踏まえ、担い手の確保と持続的経営が可能となる農地の大区画化・汎用化を行い、
高収益作物への転換や生産性の向上を促進。

これまでの主な取組

農業用施設等の復旧

- 南相馬市及び浪江町の排水機場について、知事から要請を受け、直轄で復旧工事を実施し、8 機場全て完了。
 - 国営かんがい排水事業「請戸川地区」の大柿ダム、幹線用水路等について、直轄で復旧工事を実施し完了。
- 農地海岸※¹については、帰還困難区域の3地区を除いて復旧工事が完了。



※¹農地海岸とは背後地の農地を保全するための海岸施設。

排水機場の復旧状況(谷地排水機場)

- 農地整備※²については、農業者の帰還を促しつつ、県が事業主体となり整備要望の約8割に着手、うち約6割で整備を完了する見込み。

農地の整備状況

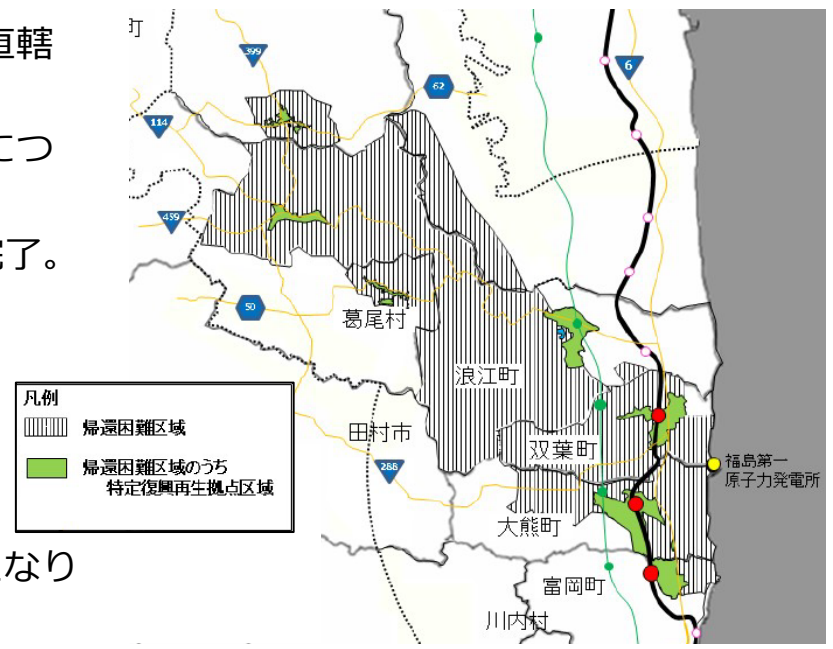
(農地整備対象面積は整備済と整備予定の合計で約4,460ha)

整備済	整備予定
2,580ha (58%)	1,880ha (42%)

(令和6年 3月末時点)

※²農地整備の主な内容は大区画化等。

(令和 5 年 5 月 1 日時点)



◇馬場西地区(南相馬市)◇



原子力被災12市町村の農地の整備状況

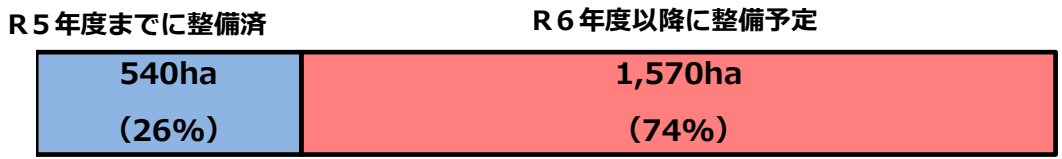
- 原子力被災12市町村の営農休止面積17,298haのうち、農地整備対象面積（整備済と整備予定の合計）は約4,460ha。令和5年度末までに2,580ha（58%）が整備済。
- 避難指示区域※1は避難指示区域以外の区域※2に比べて、令和5年度までに完了した面積の割合が小さい。

農地の整備状況

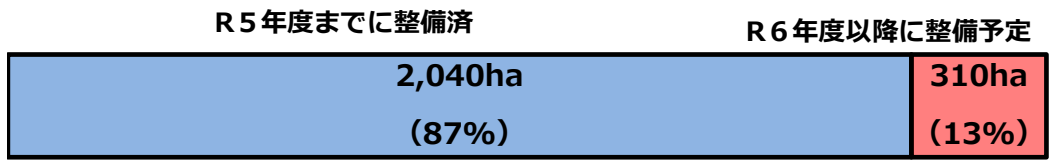
原子力被災12市町村全体（農地整備対象面積 約4,460ha）



原子力被災12市町村のうち、 避難指示区域※1（農地整備対象面積 約2,110ha）



避難指示区域以外の区域※2（農地整備対象面積約2,350ha）



※1：福島第一原子力発電所から半径20km圏内等の過去に避難指示が出された区域及び帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域
南相馬市の一部、田村市の一部、川内村の一部、川俣町の一部、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、葛尾村、飯舘村

※2：避難指示区域以外の、緊急時に屋内退避や避難が可能な準備が常に必要とされた旧緊急時避難準備区域、その他の営農が休止された区域
南相馬市の一部、田村市の一部、川内村の一部、広野町

※ 農地整備の主な内容は大区画化等

※ 農地整備対象面積は福島県からの聞き取りによる

ため池等の放射性物質による影響調査と対策を実施

ため池については、放射性物質の実態を把握するとともに、利用や管理に及ぼす影響を軽減するための対策を検討するため各種調査を実施。

調査結果を踏まえ、利用・管理に支障が生じているため池については、その影響に応じて、放射性物質対策を推進。令和6年3月末時点で対策対象ため池993箇所のうち、852箇所において対策完了。

福島県のため池調査結果

水質の放射性セシウム濃度（平成26年度）

	避難指示区域外		避難指示区域			
			避難指示解除準備		居住制限・帰還困難	
検出下限値未満	2,234	98%	145	97%	73	53%
検出	53	2%	5	3%	65	47%
計	2,287	100%	150	100%	138	100%
最高（Bq/L）	9		5		86	

注：検出下限値は、¹³⁴Cs、¹³⁷Csともに1Bq/L

底質の放射性セシウム濃度（平成26年度）

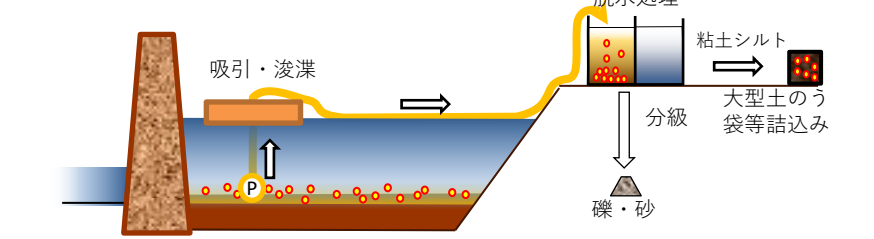
乾重量当たり濃度 （Bq/kg）	避難指示区域外		避難指示区域			
			避難指示解除準備		居住制限・帰還困難	
～1千	638	24%	21	13%	2	2%
1千超～8千以下	1,449	55%	94	57%	20	14%
8千超～10万以下	557	21%	50	30%	86	61%
10万超～	3	0%	-	-	33	23%
計	2,647	100%	165	100%	141	100%
最低～最高（Bq/kg）	<20～222,000		13～69,000		150～690,000	

注：乾重量当たり濃度（Bq/kg）8千超の場合に対策を検討

ため池の放射性物質対策工法の例

放射性セシウム濃度の高い底質を除去し、底質の放射性セシウム濃度を下げる対策である。

①底質除去（ポンプ浚渫）



貯水したまま、ポンプ等により底質を吸引し分級、脱水等を行った後に、中間貯蔵施設へ搬入するため、大型土のう袋等へ詰込みを行う。

②底質除去（バックホウ掘削）

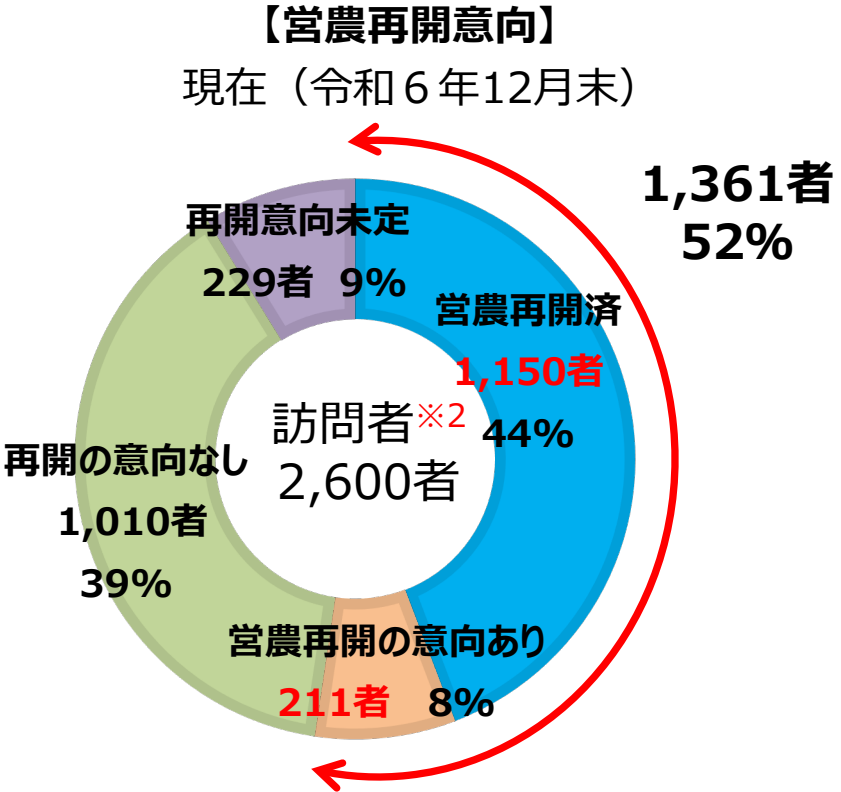


落水後、バックホウ等により底質を掘削し分級、脱水等を行った後に、中間貯蔵施設へ搬入するため、大型土のう袋等へ詰込み。

原子力被災12市町村の農業者の営農再開状況及び意向

- 福島相双復興官民合同チーム営農再開グループ※¹は、被災された農業者への訪問活動と支援の取組を実施。 ※¹東北農政局、福島県及び公益社団法人福島相双復興推進機構で構成。
- 平成29年4月から令和6年12月にかけて訪問した農業者2,600者のうち、営農再開済み、または再開の意向のある方は、前年末より29者増加し、1,361者（訪問者2,600者の約5割）。
- 官民あけて、地域・集落単位での営農再開支援（新たな参入企業等に対する農地へのマッチング等）や販路確保の取組（事業者マッチング等）を継続。

	農業者訪問（平成29年4月～令和6年12月）
対象	農業者2,600者
訪問結果の概要	・ 営農再開済み農業者または営農再開を希望している農業者は、1,361者（訪問した農業者全体の52%） ・ 営農再開済みの農業者の主な課題は、労働力（従業員）の確保、農業機械・施設の導入、販路や販売単価の確保 ・ 未再開の農業者の主な課題は、鳥獣害対策、除染後農地の課題等 ・ 再開意向無・未定の者のうち、今後、農地の出し手となる意向のある者は71%



出典：原子力被災12市町村における農業者個別訪問活動結果

※²訪問した農業者のうち訪問結果の公表に同意いただいた方

農業者が安心して、速やかに営農を再開できるよう一連の支援を実施

営農再開を推進するため、除染後農地の保全管理から作付実証、農業用機械・施設の導入支援など、一連の支援をきめ細かく実施。



大規模で労働生産性の著しく高い農業経営の展開に向けた支援

1. 被災地方公共団体への人的支援と各関係機関との連携強化

- 令和2年4月より、農林水産省から常駐職員を原子力被災12市町村へ派遣
- 福島県、市町村、福島相双復興推進機構、農協等が連携し、市町村の行う営農ビジョンの作成、地域計画等の土地利用調整等の取組推進

2. 農地の大区画化、利用集積の加速化

- 改正福島特措法（令和3年4月施行）によって、下記制度を新設
 - ・市町村に代わって、福島県が、農地集積の計画を作成・公告できる
 - ・農地バンクを活用して、農地の共有者の過半が判明していない農地も含め、担い手への権利設定等を行うことができる
- あわせて、農地集積・集約化の取組強化のため、原子力被災12市町村を対象に農地バンクの現地コーディネーターを配置

3. 生産と加工が一体となった広域的な高付加価値産地の展開

- 現地に呼び込んだ食品加工メーカー等の実需者等に対し、農産物を供給する産地が市町村を越えて広域的に創出する際の施設整備等を支援

4. 福島県における先端技術の実証研究・社会実装

- 福島イノベーションコースト構想に基づき、ICT技術やロボット等を活用した先端技術の開発・実用化の推進
- 福島国際研究教育機構（F-REI）による、作業の完全自動化・ロボット化・スマート化による超省力化・超効率化モデルの開発・実証

- 福島県営農再開支援事業、被災地域農業復興総合支援事業、原子力被災12市町村農業者支援事業により、農業関連インフラの復旧、除染後農地等の保安全管理から作付実証、農業用機械・施設等の導入支援、新たな農業への転換まで、一連の取組を切れ目なく支援。



	田村市	楡葉町	川内村	大熊町	葛尾村	川俣町	飯舘村	南相馬市	浪江町	富岡町	双葉町
対象面積 (ha)	140	830	130	170	570	610	2,400	1,600	1,400	750	100
農地除染の進捗率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

- ◆ **農地、農業水利施設等のインフラ復旧**
 - － 農地、農業水利施設等の災害復旧に対して支援、技術者の派遣
- ◆ **除染後農地等の保安全管理－※**
 - － 除染後から営農再開まで、農地、畦畔等における除草等の保安全管理に対して支援
- ◆ **鳥獣被害防止対策－※**
 - － 一斉捕獲活動や侵入防止柵等の設置に対して支援
- ◆ **営農再開に向けた作付実証－※**
 - － 農産物が基準値を下回っていることを確認するための作付実証に対して支援
- ◆ **管理耕作－※**
 - － 避難等により営農再開が見込めない農地の受託組織等による管理耕作（営農再開としてカウント）に対して支援
- ◆ **放射性物質の吸収抑制対策－※**
 - － カリ質肥料の施用の実施を支援
- ◆ **農業用機械・施設等の導入支援**
 - － 市町村のリース方式による農家負担無しの農業用機械・施設の導入を支援（被災地域農業復興総合支援事業）
 - － 営農再開する農家に対して、農業用機械・施設の導入等を支援（原子力被災12市町村農業者支援事業）
- ◆ **新たな農業への転換**
 - － 経営の大規模化や施設園芸への転換等、新たな農業への転換を支援

令和7年度予算概算決定額

- ・ 福島県営農再開支援事業－※
 予算総額383億円（基金事業）
- ・ 被災地域農業復興総合支援事業
 予算総額599億円の内数
- ・ 原子力被災12市町村農業者支援事業
 予算総額87億円（基金事業）

- 営農再開を加速するため、令和2年4月から原子力被災12市町村に対し、農政局からの職員を基本に1名ずつ派遣。また、地域の実情等により双葉町と飯館村に農業土木職員を出向。(合計13名)
- 市町村担当チームを支援する技術職員4名等からなるサポートチーム(14名)を設置。令和3年4月から富岡町に事務所を集約。

市町村担当チーム

担当職員を配置し、営農再開のビジョン作りから具体化までを推進

農林水産省

- 営農再開を加速化するため、農政局からの職員を基本に、1名ずつ職員を派遣。
(田村市を除く。南相馬市は出向。他は駐在)
- 基盤整備について、上記とは別に、地域の実情等を踏まえ、双葉町と飯館村に、農業土木職員を各1名派遣(出向)。

福島県

市町村農業担当職員

JA (JA福島さくら、JAふくしま未来)

農地利用最適化推進委員

サポートチーム

必要に応じたオンサイトサポートを実施

農林水産省 (課題に応じ、対応できる人員を配置)

- 技術職員(農学、農業土木)4名等からなる**合計14名**のチームを構成。令和3年4月から富岡町に事務所を集約。
- さらに、畜産、用地、農地中間管理機構、農業土木の知識を有する職種の東北農政局本局職員4名を兼務させて配置。

福島県農林事務所 (事業担当及び普及担当)

JA

福島相双復興推進機構

支援

震災により中断したゆず生産の振興（檜葉町）

- ・檜葉町では、約40年前に町内希望世帯にゆずの苗木を無償配布しゆずの栽培を推進。しかし、震災によりゆずの生産は中断。
- ・派遣職員は、ゆず生産の再生を目指す「檜葉町ゆず生産振興組合（組合員36名）」の設立（令和6年8月）に携わり、ゆずの剪定研修会や栽培勉強会を開催。
- ・檜葉町特産品開発センターでは、檜葉町のゆずを買取り、ドレッシングなどのゆず商品を開発し販売。



檜葉町ゆず生産振興組合設立総会

ほ場整備の事業化と計画の見直し（川内村）

- ・川内村では、営農再開に向け、令和4年度から県営ほ場整備事業を着手（6工区、面積約60ha）。
- ・派遣職員は、事業化に向け率先して協議・調整を進め事業採択に貢献。
- ・より効果的な事業となるよう河川敷等の地区編入を含めた事業計画の見直しを提案し、関係部局との調整を牽引。
- ・農家説明や事業推進委員等地元関係者への情報提供にも積極的に関与。
- ・令和6年10月から工事に着工。



ほ場整備事業説明会の様子

営農再開ビジョンの具体化に向けた取組（大熊町）

- ・大熊町では、令和4年度からの本格的な営農再開に向けて、「営農再開ビジョン」を策定（令和4年3月公表）。
- ・派遣職員は、当該ビジョン策定のための委員会の立ち上げや運営等に携わるとともに、町主催の座談会の開催をサポートし、とりまとめに貢献。
- ・営農再開ビジョンの実現に向けて、農地集積が可能な農地を設定し、出し手と受け手のマッチングを調整。町内外の担い手と事業計画、栽培品目等の検討が進むよう調整。



農地図面への書き込み作業の様子

人・農地プランから地域計画策定へ（広野町）

- ・広野町では、令和2年度から人・農地プランの実質化に向け着手。
- ・派遣職員は、農業者の意向確認や中心経営体へのヒアリングを行い、地区座談会での話し合いを取りまとめ、令和3年度までに全5地区のプラン実質化を実現し、町内全域での人・農地プランの作成を完了。
- ・令和5年4月、地域計画策定の法制化を受け、派遣職員は目標地図作成や座談会の開催に携わり、令和5年度に2地区の地域計画を策定。令和6年度は、残る3地区の策定に向けて推進活動を実施中。



地区座談会の様子

- これまで行ってきた被災農業者への支援等によって、引き続き営農再開を推進。
- 条件不利地については地元農業者だけでは限界があることから、営農再開に向けて、外部の参入も念頭に、基盤整備による農地条件の改善、農地集積が必須。
- このため、農地の利用集積を促進する特例制度を創設し、地域において一体的に権利設定できる仕組みを導入するとともに、6次化施設の建設に向けた農地転用等の特例制度を措置（令和3年4月）。

改正内容

（１）農地の利用集積の促進（新たな担い手への対策）

住民の帰還意向が乏しく、農業の再開が困難と認められる地域において、**福島県が農用地利用集積等促進計画を作成・公告し、所有者の同意を得た上で、農地バンクを活用して、所有者不明農地も含めて地域において一体的に権利設定できる仕組みを導入。**

（２）6次化施設の促進

（１）の計画に係る農地に6次化施設を建設する場合について、

- ① 農用地区域からの除外を可能とする農業振興地域の整備に関する法律の特例、
- ② 許可を受けることなく、優良農地（ほ場整備済みの農地など）の転用を可能とする農地法の特例を措置

（３）農業委員会の事務の市町村への移管

市町村と農業委員会が合意した上で、農業委員会の事務を市町村に移管できるよう措置。

農用地利用集積等促進事業（農地の利用集積の促進）

MAFF

農業の担い手や市町村の職員が不足する避難解除等区域等において、農地の利用集積を一層促進し、担い手を呼び込む観点から、

- 福島県が、農地集積の計画（県計画）を作成・公告。
- 農地バンクを活用して所有者不明農地も含め、農地の賃借権等の設定を行うことができる制度を新設（令和3年度）。

活用実績・活用事例

【活用実績】

県計画の作成状況

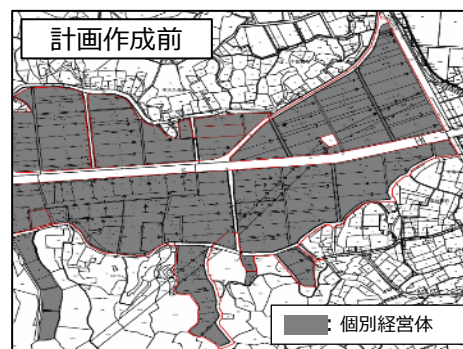
→ 6市町村、59計画、1,215ha

※ 6市町村：南相馬市、広野町、川内村、
川俣町、田村市、飯舘村

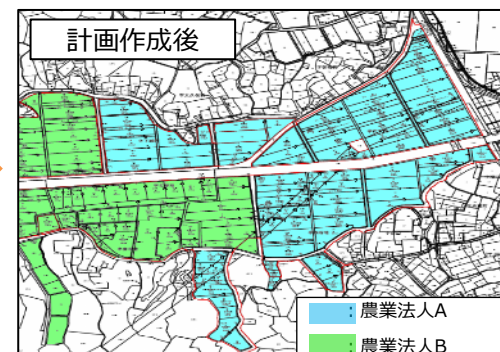
※ 令和6年3月末時点

つるがい
【南相馬市鶴谷地区の事例】

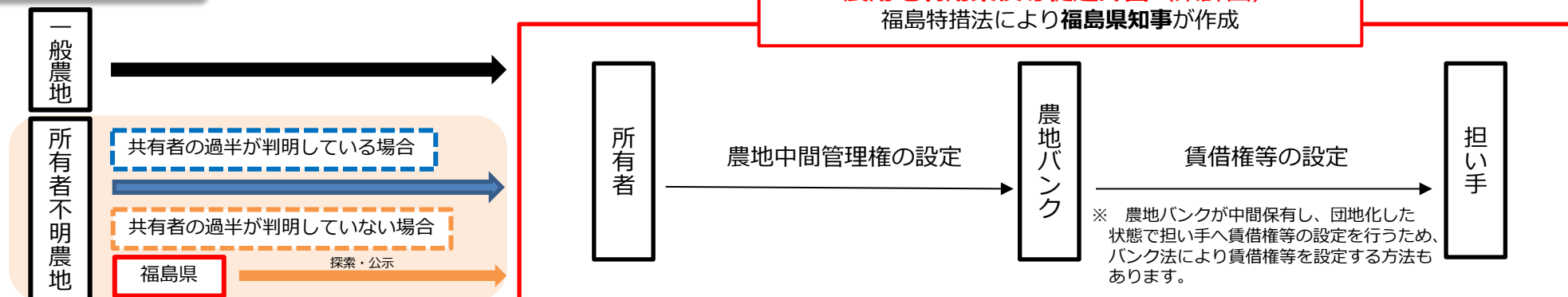
- ・ 大規模な農業法人（2法人）が、県計画により地域内の農地面積81.8ha（農地所有者70名）を集積・集約化



※ 平成28年7月に避難指示解除



制度概要



生産と加工等が一体となった高付加価値生産を展開する産地の創出

MAFF

- 原子力被災12市町村の営農再開の加速化に向け、地域外からの参入も含め農業者の再開意欲を高めていくためには、生産すれば売れる環境を形成し、将来に向けて被災地域の農業が産業として発展する姿の提示が不可欠。
- 福島県高付加価値産地展開支援事業（令和3年度～）により、被災地域に誘致した事業者等と連携し、市町村を越えて広域的に生産・加工等が一体となって付加価値を高めていくための拠点となる施設の整備等を支援。
- 県、市町村、JA、事業者、関係機関により構成された高付加価値産地協議会において産地化に向けた取組を推進。
- 広域JAと米飯加工業者が連携したパックご飯向け産地
 - ・新相馬穀類乾燥調製貯蔵施設（相馬市、令和5年9月完成）
 - ・パックご飯製造工場（楢葉町、令和5年11月完成）
- 加工・業務用野菜を生産から加工まで一貫して行う産地
 - ・かんしょ高品質苗供給施設（楢葉町、令和4年7月完成）
 - ・野菜カット加工・冷凍工場（富岡町、令和6年3月完成）
 - ・施設と連携したかんしょ、野菜の生産法人の地域外からの誘致（南相馬市、浪江町、富岡町）
- 大規模酪農牧場と肉用牛繁殖施設を核にした「福島県産牛地域内一貫生産」
 - ・酪農・肉用牛複合農場（田村市、整備中）

→令和5年産米から被災地の米をパックご飯として商品化、首都圏に出荷

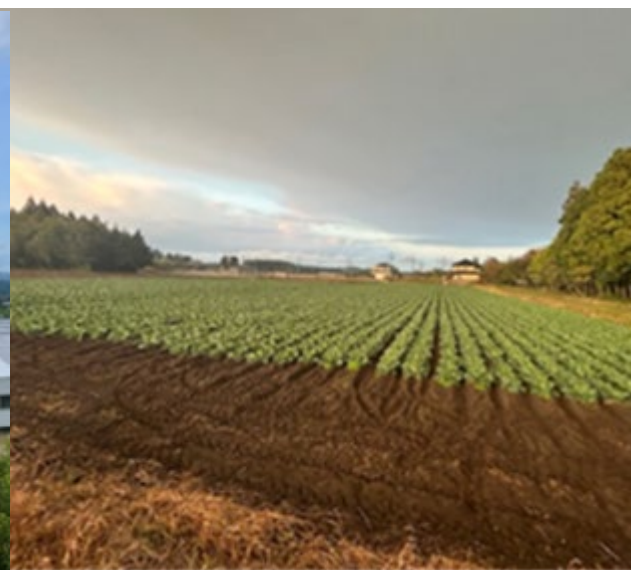
→令和5年春から苗供給開始、楢葉町を中心に生産拡大
→量販店向けに出荷



パックご飯製造工場（楢葉町）
竣工式（令和5年11月26日）



かんしょ高品質苗供給施設（楢葉町）



参入法人により再開したキャベツほ場（富岡町）

福島県における先端技術の実証研究・社会実装

MAFF

農林水産分野の先端技術展開事業（令和6年度：6億円）において、福島県浜通り地域の農林水産業再生のため、現場が直面している農林水産業7課題の実証研究及び成果の社会実装を実施。

現地実証研究

【農業分野】



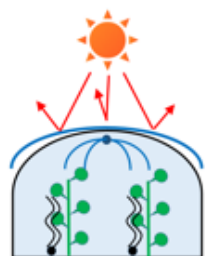
小水量除草剤散布

・生産環境の「見える化」技術により帰還生産者の不安を払拭し、迅速な農業再開を可能にする基盤を形成。
（農研機構、岩手県農業研究センターほか）



圃場均平作業技術

・広域エリアにおいて、省力かつ高位安定生産が可能な大規模水田営農技術を確立。
（農研機構、東北大学ほか）



キュウリの
大規模施設栽培

・キュウリ栽培での高温対策技術や各種雑草の対策診断ツール等を用いた、省力的で収益性が高い栽培体系を実証。
（農研機構、岩手県農業研究センターほか）

【水産業分野】



電子操業日誌

・これまで操業支援システムに対応していなかった種類の沿岸漁業や内水面漁業について、漁場予測の提供等の操業支援を行う。
（東北大学、福島県水産海洋研究センターほか）



ホシガレイの
生態把握

・ICT 活用によるホシガレイの最適な種苗放流手法の確立及び、放射性物質の影響把握による放流種苗の生育場の安全性評価手法を開発・実証。
（福島大学、京都大学、福島県水産海洋研究センターほか）

社会実装促進

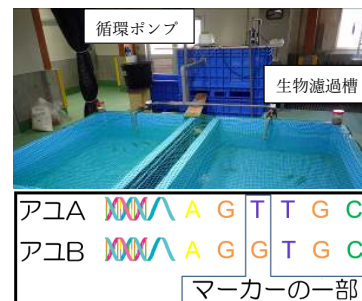
【農業分野】



AI肉質診断

・エコー画像と枝肉画像のAI解析により、生育途中で肉質を推定する技術。
（福島県農林水産部農業振興課福島県農林事務所、福島県農業総合センターほか）

【水産業分野】



・耐病性等優良な形質をもつアユ種苗を選抜する技術。
（東北大学、福島県内水面水産試験場、福島県水産資源研究所ほか）

福島県における産地の取組事例

あんぽ柿の出荷再開（伊達地方・H25年12月）

【出荷再開への歩み】

江戸時代から続く福島県伊達地方の特産品「あんぽ柿」が原発事故後2年連続で加工自粛。

柿の樹体洗浄、加工再開モデル地区の設定、非破壊検査機の開発等の取組を経て、H25年12月に3年ぶりに出荷を再開。

【あんぽ柿の出荷量】

R5年産 1,093トン

- ・H30年、R2年産は震災前の平均出荷量に対して、約85%の出荷量。
- ・R5年産は、凍霜害の発生やカメムシによる果実被害等により減少。



福島県で生産されている「あんぽ柿」

酪農の再開（福島市・被災12市町村）

【復興牧場の設立】（福島市）

原発事故による避難指示により休業していた酪農家5名が酪農団体や企業の支援を受け、H24年10月に避難先の福島市内で復興牧場「ミネロファーム」を設立。

H24年10月より原乳の出荷再開。

R6年11月末時点で、244頭を飼養。

【被災12市町村での原乳の出荷再開】

被災12市町村の避難指示が解除された地域において、H29年1月から出荷再開。



トルコギキョウの出荷再開（川俣町・H26年8月）

【出荷再開への歩み】

川俣町山木屋地区はトルコギキョウのブランド産地として有名であったが、避難指示により営農活動を停止。

出荷再開に向けてH25年に試験栽培を開始。避難先から車で通いながら作業を行うなどの制約もあったが、市場の品質評価も得て、H26年から本格栽培を行い、同年8月に出荷を再開。栽培面積はR5年1.6ha。



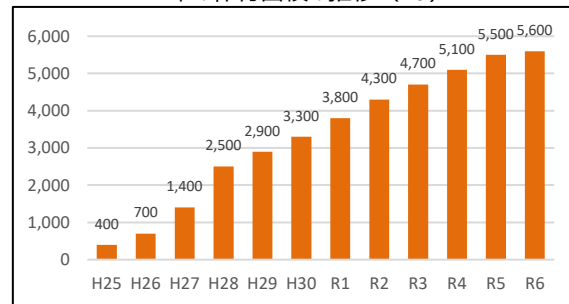
川俣町で栽培されたトルコギキョウ

米の作付再開（被災12市町村）

【作付再開への歩み】

生産者のカリ散布による吸収抑制対策の結果、R6年産米では、約5,600haで米の作付けが本格的に再開。

米の作付面積の推移（ha）



※作付面積には、全量生産出荷管理面積を含む。



飼料作物の安定供給による営農再開の取組

1. 取組の概要

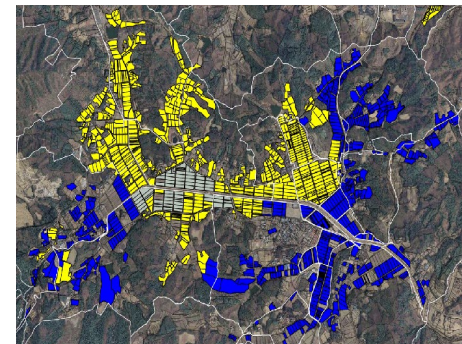
- ◆ 住民の帰還が進まない中、地区内の営農再開推進のため、R元年10月に集落の有志で「農事組合法人13区営農組合」を設立。
- ◆ 設立当初から、農地中間管理事業を活用して農用地を集積。飼料作物（飼料用米、WCS用稲、デントコーン等）や大豆を生産。飼料作物は村内及び福島市で再開した畜産事業者に供給。
- ◆ R6年度は143haまで農地利用・集積面積を拡大。飯舘村上飯樋を中心に農業を担う者として地域計画に位置付け。
- ◆ 被災地域での営農活動により、R6年第65回福島県農業賞「復興・創生特別賞」を受賞。

2. 特徴

- ◆ 畜産事業者との連携を図り、粗飼料（WCS用稲、デントコーン等）の安定供給に取り組む。
- ◆ ドローンによる作業や管理システム等を導入しスマート農業を実践。
- ◆ 大豆は村内カフェで開発した「きな粉飴」等の原材料として供給。南相馬市のB型就労施設に製造委託し、農商工連携、農福連携を実践。
- ◆ 組合員は年俸制とし、労働時間に応じた報酬を支払う。また、大型連休の設定や休暇取得をしやすい体制づくりに取り組む。

3. 今後の取組

- ◆ 経営・就労条件の改善を図りながら、200ha程度の経営面積を目指す。



13区営農組合の農地集積図



ラッピングしたWCS用稲

アンスリウム栽培から地域の活性化を目指した観光農園への取組

1. 取組の概要

- ◆ H29年に川俣町が公募したアンスリウムの特産化事業に参加した若手農業者が、同年、福島再生加速化交付金を活用して町が整備した低コスト耐侯性ハウスを活用し、アンスリウム栽培を開始。R元年から大田花き市場へ出荷（ハウス20aで年間約3万本を生産）。
- ◆ R3年7月に「株式会社smile farm」として法人化。
- ◆ R4年2月に山木屋地区の活性化を目指し、いちごなどによる「観光農園」を開園。



ハウス内のアンスリウム

2. 特徴

- ◆ 町と近畿大学の支援により、土壌汚染がない「ポリエステル媒地」の活用とIoT技術を組み合わせたアンスリウムを栽培。
- ◆ R4年8月、町が移住・定住の一環として整備した「体験農園」を管理し、収穫時期などにイベントを開催。
- ◆ 地域おこし協力隊を受け入れるなど、若者の働き場所を創出し、就農機会に寄与。



観光農園・体験農園全景

3. 今後の取組

- ◆ R5年に導入したキッチンカーを活用し、山木屋地区の作物を利用した食品の提供を目指す。

県外企業と連携した営農再開への取組

1. 取組の概要

- ◆ 大学いも、いもけんぴなどを製造する白ハト食品工業株式会社（本社：大阪府）のグループ企業の「株式会社しろはとファーム」がさつまいも栽培をH30年から開始。H31年4月に現地法人として「株式会社福島しろはとファーム」を設立。
- ◆ 檜葉町は福島再生加速化交付金を活用し、甘藷貯蔵施設（R2年10月稼働）、特産品開発センター（R5年4月稼働）を整備。
- ◆ 株式会社福島しろはとファームと町内外の農家がさつまいも栽培に取り組む。
- ◆ 檜葉町におけるR6年の作付面積は66ha（46戸・1組織）。



さつまいもの栽培状況

2. 特徴

- ◆ 株式会社福島しろはとファームは、福島県高付加価値産地展開支援事業を活用し甘藷育苗施設を整備（R4年7月完成）。町内外の栽培農家に苗を供給。R6年は325万本を供給。
- ◆ 「JA福島さくら檜葉町甘藷生産部会」等で生産されたさつまいものほとんどを白ハト食品工業株式会社が買取る。



甘藷育苗施設

3. 今後の取組

- ◆ さつまいもの産地化を図るため、引き続き、生産者を増やし、作付面積の拡大を目指す。
- ◆ 苗の品質向上の他、関係機関と連携したウイルスフリー苗の供給拡大を目指す。

付加価値を付けた畜産

1. 取組の概要

- ◆ 「株式会社牛屋」の代表は、父親の経営する牧場で仕事をしていたが、自分を試す思いから、H28年9月に会社を設立。自己資金で畜舎を建設し、H30年に牛3頭を導入。併せて羊の肥育も開始。
- ◆ 葛尾村は福島再生加速化交付金を活用し、R5年4月に肥育素牛生産施設を整備し、株式会社牛屋に貸与。R6年12月現在、繁殖牛100頭、育成牛100頭、肥育牛100頭、めん羊100頭、ヤギ30頭を飼育。

2. 特徴

- ◆ 子牛は、しっかりと餌を食べさせるなど出荷体重が大きく、市場の平均価格より高値で取引。
- ◆ 羊は、牛の肥育技術を応用した独自の方法で肥育しており、羊肉は「メルティーシープ」のブランド名で独自に販売。羊毛は、大手紳士服メーカーや美容関連会社の保湿クリームの原材料として販売。
- ◆ 従業員5名のうち3名は、地域おこし協力隊員を採用するなど、就農機会に寄与。
- ◆ 飼養・肥育だけでなく、消費者の口に入るまで関わっていききたいとの思いから加工施設を所有し、羊肉の加工を実施。

3. 今後の取組

- ◆ 若者に畜産の楽しさや儲かる仕事であることを発信し続け、雇用の創出を図る。



福島再生加速化交付金で整備した
肥育素牛生産施設



肥育中の牛



肥育中のめん羊

新たな農業への挑戦、地域振興を目指してワイン用ぶどう栽培

1. 取組の概要

- ◆ H28年にワイン用ぶどう栽培を開始。R 5 年は約 4 haのほ場で 7 品種で13,000本のワイン用ぶどうを栽培、約14,800kgを収穫。
- ◆ H29年に事業会社「かわうちワイン株式会社」を設立。
- ◆ 川内村が福島再生加速化交付金を活用し、醸造施設「かわうちワイナリー」を整備。R 3 年 6 月に開所、同年 9 月から醸造開始。



ぶどう畑（高田島ヴィンヤード）

2. 特徴

- ◆ 地域おこし協力隊を中心に多くのボランティアや地域住民が除草、剪定及び収穫等の作業に協力。
- ◆ R 5 年は、自社醸造約21,000本（他県産ぶどう含む）、委託醸造約5,000本、計26,000本を醸造。ワインは主に県内向けに販売され、ふるさと納税の返礼品としても活用。R 6 年12月から福島県内のコンビニエンスストアでも販売。
- ◆ 「日本ワインコンクール2024」欧州系品種赤部門で銅賞を受賞。



川内村醸造施設（かわうちワイナリー）

3. 今後の取組

- ◆ ワインを核とした賑わいの創出。
- ◆ 村内事業者と地域資源や地場産品等とのコラボにより、地域経済の活性化を目指す。
- ◆ ブランド化と知名度を高めるため、日本ワインコンクールでの上位入賞を目指して、自社農場で栽培したぶどうで、年間20,000本のワイン醸造を目標としている。

水稻の育苗施設を活用した野菜園芸施設

1. 取組の概要

- ◆ 南相馬市が福島再生加速化交付金を活用してR5年7月に小高園芸団地を整備。播種施設の自動水稻育苗播種機により水稻農家の作業負担の軽減。園芸施設は水稻育苗後に、きゅうりやスナップエンドウ等による周年栽培が可能なモデル経営を展開。
- ◆ 地元住民の帰還促進や定年帰農を始め、Uターンなどの就農機会の増大と営農再開を促進。また、就農を希望する研修生の受入れなどにより、新規就農者の育成に貢献。

2. 特徴

- ◆ 水稻の育苗終了後に養液土耕でのきゅうりの栽培を行うことで、年間を通じた育苗ハウスの有効活用を実施。
- ◆ 温湿度、炭酸ガス、水・養液の散布等を自動環境制御で行い、省力化と増収を図る。
- ◆ きゅうり選果設備を有した集出荷施設に、近隣の農家が生産したきゅうりを集出荷することで、農家の負担軽減と所得の向上を図る。
- ◆ 施設の稼働による雇用の創出、新規就農者等の研修施設として活用することにより、担い手の育成や地元住民の帰還促進等を図る。

3. 今後の取組

- ◆ モデル農業経営体の育成により地域の園芸作物の生産を推進。



自動環境制御のハウス



養液土耕によるきゅうり栽培



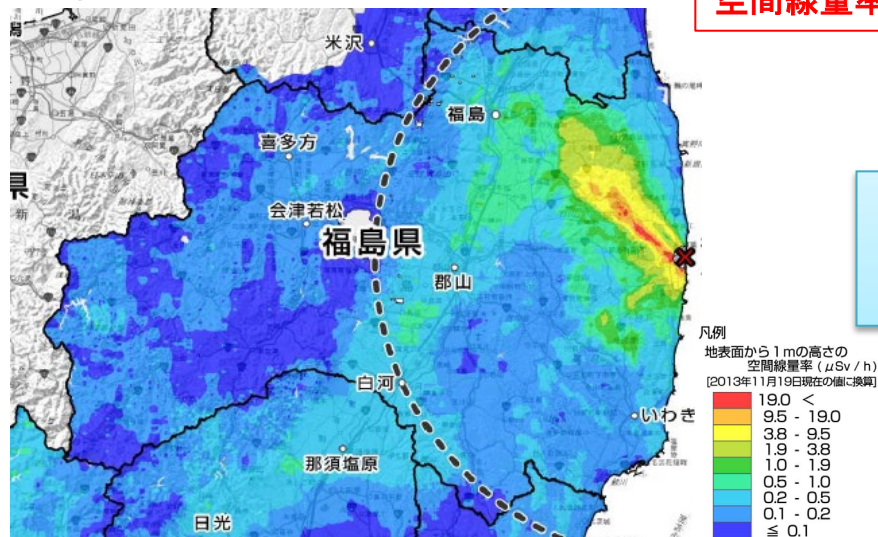
園芸団地

**③福島県における
原子力災害からの復旧・復興
(林業)**

空間線量率及び放射性セシウムの蓄積量の推移

福島県における空間線量率の分布

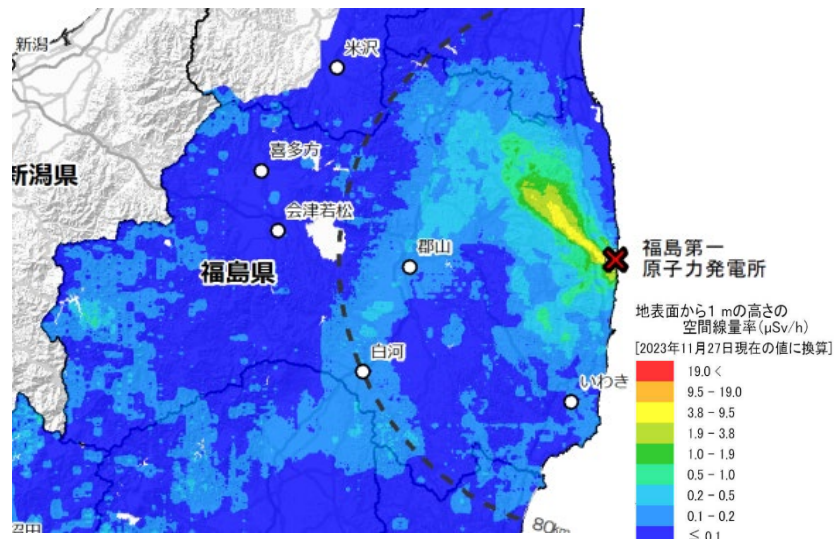
事故32ヶ月後（2013年11月19日時点）



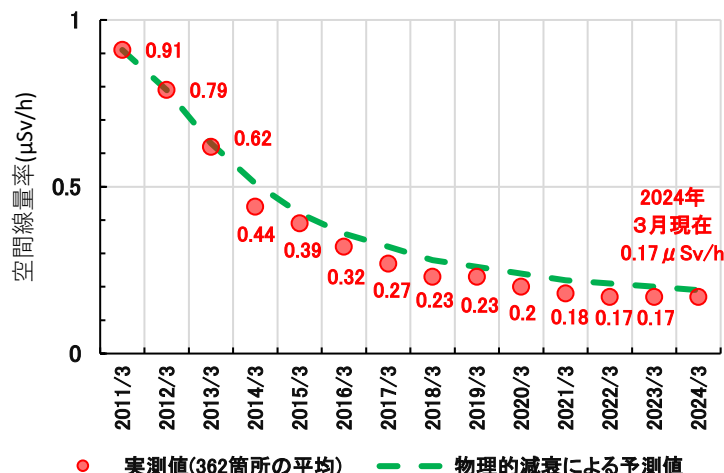
出典：原子力規制委員会「福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの測定結果について」

時間の経過と共に
空間線量率は低減

事故152ヶ月後（2023年11月27日時点）



福島県の森林の空間線量率の推移



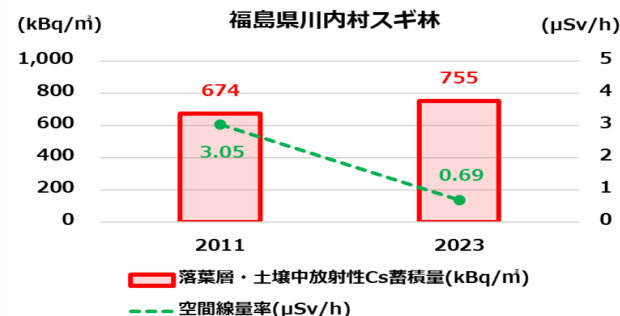
今後の空間線量率
の減少は緩やか

放射性物質の種類	物理学的半減期
セシウム134	2.1年
セシウム137	30年
ヨウ素131	8日
プルトニウム239	2.4万年

出典：福島県「森林における放射性物質の状況と今後の予測について」(2023年度)

地中の放射性セシウムの蓄積量と空間線量率の推移

空間線量率は低減
樹木の枝葉等に付着した放射性セシウムが土壌に移動し、滞留



出典：林野庁「森林内の放射性セシウムの分布状況調査結果について」(2023年度)

森林・林業の再生に向けた取組の現状

- 福島県の森林・林業の再生に向け、復興庁・農林水産省・環境省で取りまとめた「福島県の森林・林業の再生に向けた総合的な取組（平成28年3月9日）」及び「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」（令和6年3月19日閣議決定）に基づき、放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策（ふくしま森林再生事業）や、しいたけ等原木生産のための広葉樹林の計画的な再生に向けた取組等を推進。

福島県の森林・林業再生に向けた総合的な取組（概要）（平成28年3月9日）

I. 森林・林業の再生に向けた取組

1. 生活環境の安全・安心の確保に向けた取組

- ・ 住居等の近隣の森林の除染を引き続き着実に実施（環境省）

2. 住居周辺の里山の再生に向けた取組

- ・ 避難指示区域（既に解除された区域も含む。）及びその周辺の地域において、モデル地区を選定し、里山再生を進めるための取組を総合的に推進し、その成果を的確な対策の実施に反映（令和2年度より里山再生事業として実施）（復興庁、内閣府、林野庁、環境省）

3. 奥山等の林業の再生に向けた取組

- ・ 間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に実施する事業や、林業再生に向けた実証事業などを推進（林野庁）

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（抜粋）

1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組

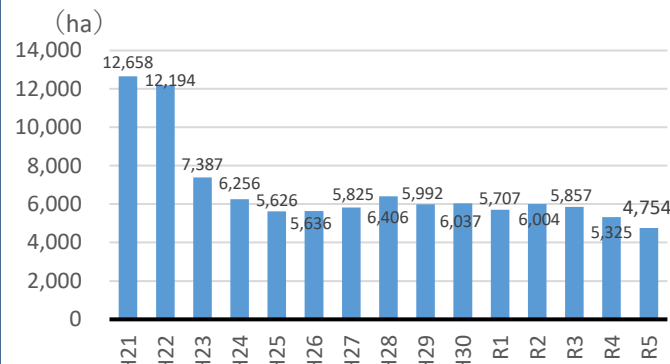
（令和6年3月19日閣議決定）

（2）原子力災害被災地域

⑥事業者・農林漁業者の再建

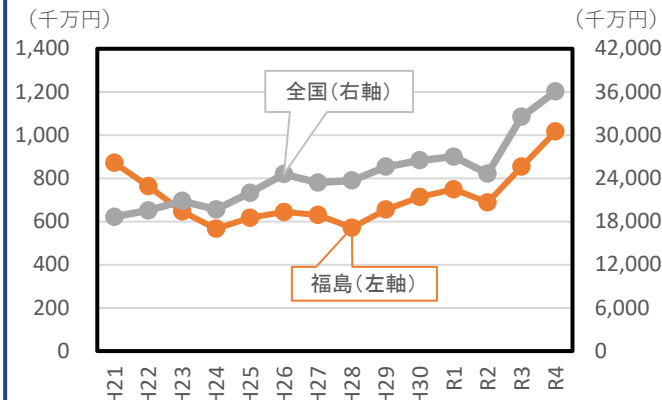
- ・ 森林・林業分野では、福島等の森林・林業の再生に向けて、放射性物質モニタリングや各種実証等による知見の収集、放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策、里山再生事業、原木しいたけ等の特用林産物の産地再生に向けた取組を進める。特に、しいたけ原木生産のための里山の広葉樹林については、その森林の生育状況や放射性物質の動態等に留意しつつ、伐採・更新による循環利用が図られるよう計画的な再生に向けた取組を強力に推進する。加えて、木材産業の再生に向けて、木材製品等に係る安全証明体制の構築、パーク等の滞留対策や有効利用の推進及び集成材など県産木材の利用促進を図る。また、帰還困難区域を含め森林・林業再生を進めるため、科学的根拠に基づくリスクコミュニケーションを含め、森林における作業の実施や伐採木・樹皮の扱い等に関する関係者との調整など必要な対応を進める。

○福島県の森林整備面積の推移



出典：福島県資料

○林業産出額（木材生産）の推移



出典：農林水産省統計部「林業産出額」

森林整備と放射性物質対策

- 放射性物質を含む土壌の流出防止を目的とした、間伐等の森林整備と丸太を活用した土壌流出防止柵の設置などの一体的な取組（福島県においては「ふくしま森林再生事業」として実施）。



間伐と森林管理に必要となる作業道を整備



丸太を活用した土壌流出防止柵の設置

【平成25年度からの累計実績】
（令和5年度末時点）

- ・間伐等 15,690 ha
- ・作業道作設 1,897 km

事業実施市町村

平成25年度～	19市町村
平成26年度～	11市町村
平成27年度～	7市町村
平成29年度～	5市町村
平成30年度～	2市町村
計	44市町村

里山・広葉樹林再生

- しいたけ等原木林の計画的な再生に向けて「里山・広葉樹林再生プロジェクト」を県、団体、国が連携して推進。
 - 福島県において震災前の原木林10,000haのうち再生すべき原木林5,000haを約20年で伐採・更新。
 - 市町村が、再生すべき原木林の面積や実行体制等を定めた再生プランを作成し、令和4年度から本格的に伐採を実施。

【令和5年度末現在】

- ・再生プラン作成数 21市町村
- ・伐採・更新面積 461ha



再生プランに基づくしいたけ等原木林の伐採



しいたけ等原木のぼう芽更新

〔対応方針〕

○福島の森林・林業の再生に向け、間伐等の森林整備と放射性物質対策、里山・広葉樹林再生の取組を引き続き実施。

特用林産物の産地再生に向けた取組の現状及び対応方針

- 栽培きのこ類については、生産資材の導入支援等を実施するとともに、放射性物質の影響を低減するための栽培管理のガイドライン（H25制定）を徹底。菌床しいたけについては、生産量が震災前の水準に回復。原木しいたけについては、生産量は震災前の3割の水準であるが、出荷制限が指示されている93市町村のうち71市町村で部分的に解除。
- 野生きのこ・山菜等については、出荷制限の解除が円滑に進むよう、平成27年に「野生きのこ類等の出荷制限解除に向けた検査等の具体的運用」により具体的な検査方法や出荷管理について関係都県に通知。これにより、野生きのこ・山菜類等の出荷制限解除も進展。
- 更に、令和3年、原子力災害対策本部が策定する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の一部が改正され、出荷制限地域であっても非破壊検査により基準値を下回ることが確認できたものは出荷可能となった。現在は、まつたけ、皮付きたけのこ、なめこ、ならたけ、むきたけの出荷制限が解除。

〇しいたけ生産量

特用林産施設体制整備復興事業対象16県

(単位:トン)

	H22年	H28年	H30年	R2年	R4年	R5年	R5/H22
原木しいたけ	12,220	5,227	4,803	4,504	3,490	3,122	26%
菌床しいたけ	28,154	25,610	26,999	30,650	30,443	30,106	107%
計	40,374	30,837	31,802	35,154	33,933	33,227	82%

出典：農林水産省「特用林産基礎資料」

(参考)全国

(単位:トン)

	H22年	H28年	H30年	R2年	R4年	R5年	R5/H22
原木しいたけ	36,793	25,045	22,595	19,854	16,848	14,845	40%
菌床しいたけ	64,900	63,196	65,600	66,539	65,200	61,241	94%
計	101,693	88,240	88,195	86,393	82,047	76,085	75%

出典：農林水産省「特用林産基礎資料」

〇しいたけ原木供給量*

(単位: m³)

	H22年	H28年	H30年	R2年	R4年	R5年	R5/H22
全 国	532,256	319,488	275,317	242,239	209,301	190,884	36%
福 島	47,799	755	1,139	1,200	1,030	789	2%

* 農林水産省「特用林産基礎資料」

しいたけ原木供給量は、伏込原木の合計値。
福島県については、伏込原木の自県内調達分の量と福島県以外の都道府県調達量のうち他県からのしいたけ原木調達内訳の福島県分を合計した値。

〔対応方針〕

- 出荷制限など放射性物質の影響が依然として生じている地域においては、生産資材や放射性物質の測定機器の導入支援を継続して実施することにより、原木しいたけ等の特用林産物の産地再生を促進。また、しいたけ原木生産のための里山の広葉樹林については、その森林の生育状況や放射性物質の動態等に留意しつつ、伐採・更新による循環利用が図られるよう計画的な再生に向けた取組を推進。
- 野生きのこ・山菜類については、引き続き、安全性を前提とした上で、旧市町村よりも更に小さい地域区分単位での解除を進めるなどの弾力的な運用を実施。また、非破壊検査の活用による一部解除など、選択肢を増やすことにより、円滑な出荷制限の解除に取り組む。

特用林産物の出荷制限の状況

- 食品の基準値(100Bq/kg)の超過に地域的な広がりがある場合、原子力災害対策本部は出荷制限を指示。
- 原木しいたけは6県93市町村、全体では22品目14県196市町村に対して出荷制限を指示。(令和6年11月末時点)

■福島県

原木しいたけ(露地栽培)	17市町村
原木しいたけ(施設栽培)	2市町
原木なめこ(露地栽培)	2市
野生きのこ	55市町村
たけのこ	22市町村
くさそてつ	11市町村
くさそてつ(野生)	4市村
ふきのとう(野生)	11市町村
ふき	1村
ふき(野生)	2町
わさび(畑で栽培されたもの)	2市町
たらのめ(野生)	26市町村
こしあぶら	49市町村
こしあぶら(野生)	2町
ぜんまい	11市町村
ぜんまい(野生)	2町村
わらび	5市町村
わらび(野生)	5市町
うわばみそう(みず)(野生)	1町
うど(野生)	6市町村

■青森県

野生きのこ	4市町
-------	-----

■岩手県

原木しいたけ(露地栽培)	13市町
原木なめこ(露地栽培)	5市

原木くりたけ(露地栽培)	2市
野生きのこ	9市町
たけのこ	3市
こしあぶら	8市町
ぜんまい	3市町
わらび(野生)	3市町

■宮城県

原木しいたけ(露地栽培)	21市町村
野生きのこ	7市町
たけのこ	2市町
たらのめ(野生)	1市
こしあぶら	7市町
ぜんまい	2市
ぜんまい(野生)	1町
わらび(野生)	2市町

■山形県

野生きのこ	1市
-------	----

■茨城県

原木しいたけ(露地栽培)	11市町
原木しいたけ(施設栽培)	3市町
野生きのこ	11市町
こしあぶら(野生)	10市町

■栃木県

原木しいたけ(露地栽培)	21市町
原木しいたけ(施設栽培)	9市町
原木なめこ(露地栽培)	10市町

原木くりたけ(露地栽培)	17市町
野生きのこ	12市町
たけのこ	5市町
くさそてつ(野生)	3市町
たらのめ(野生)	9市町
こしあぶら(野生)	14市町
さんしょう(野生)	4市
ぜんまい(野生)	3市町
わらび(野生)	5市

■群馬県

野生きのこ	12市町村
たらのめ(野生)	7市町村
こしあぶら(野生)	13市町村

■埼玉県

野生きのこ	4町
-------	----

■千葉県

原木しいたけ(露地栽培)	10市
原木しいたけ(施設栽培)	3市

■新潟県

こしあぶら(野生)	4市町
-----------	-----

■長野県

野生きのこ	7市町村
こしあぶら	6市町村

■山梨県

野生きのこ	3市町村
-------	------

■静岡県

野生きのこ	5市町
-------	-----

- 福島県産木材製品の安全性の確保、素材生産や木材製品等の生産拡大に伴い増加する樹皮(バーク)の処理を適切に実施していくため、放射性物質測定装置の開発やその設置、バークの廃棄物処理や一時保管費等の立替支援などを実施中。

○木材の安全証明体制の構築

- ・製品等の放射性物質を自動で測定(検知)する装置の開発。
- ・原木市場、製材工場等への設置。
- ・製品等の放射性物質に係る調査・分析の実施。



トラックスケール用
検知装置



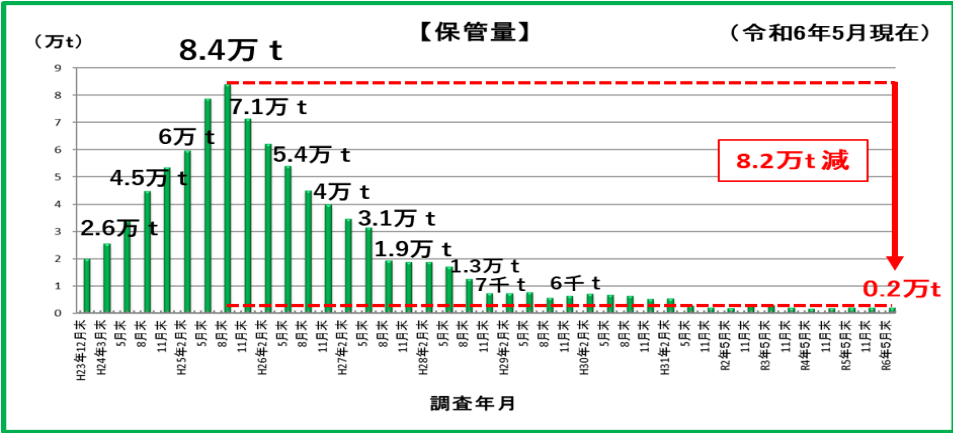
選木ライン用検知装置



製材品等ライン用
検知装置

○樹皮(バーク)の処理

- ・バークの廃棄物処理施設での焼却、運搬、一時保管費等の費用を立替支援。
- ・一時、工場内に8.4万tのバークが滞留したが、現在は解消。



〔対応方針〕

- 大型木材加工施設の稼働予定など、木材生産量やバークの発生の増加が見込まれる中、木材の検査体制の整備、バークの適切な処理を推進していく必要。
- 放射性物質測定装置の設置や調査・分析、バークの廃棄物処理等の立替支援を引き続き実施する。

**④福島県における
原子力災害からの復旧・復興
（水産業）**

福島県における漁業再生に向けた取組

- 福島県では令和3年3月まで試験操業を実施。令和5年の水揚量は震災以降で最大となったものの、震災前の26%程度に留まっており、今後も水揚量の増加が課題となっている。
- がんばる漁業復興支援事業により、令和5年1月からは沿岸漁業、同年9月からは沖合底びき網漁業及び小型底びき網漁業が水揚量を震災前の5割以上に回復させる取組を実施中。

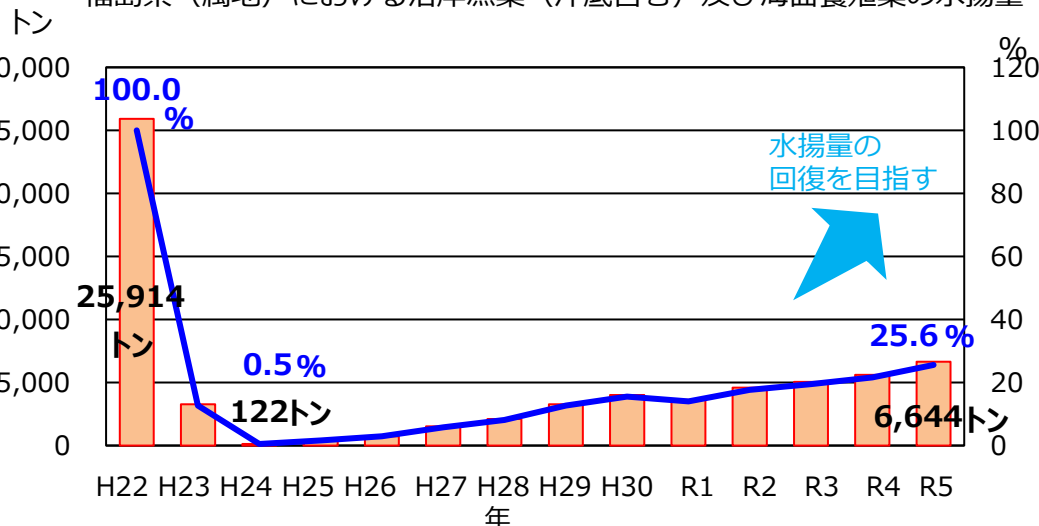
<震災発生からの経緯>

- ・震災直後：全ての沿岸漁業及び底びき網漁業の操業を自粛。
- ・平成24年6月～：試験操業・販売を実施。
- ・令和3年3月：試験操業を終了。
- ・令和3年4月～：本格操業への移行期間。水揚拡大を図っている。

○今後の対応方向

- ・目標を定め、計画的に漁獲を拡大
- ・価格を支えるための流通・消費の拡大
- ・福島県産水産物の魅力を含む様々な情報発信
- ・引き続き、がれき撤去の支援を継続

福島県（属地）における沿岸漁業（沖底含む）及び海面養殖業の水揚量



◎がんばる漁業復興支援事業 (沿岸漁業及び沖合底びき網漁業)

令和4年認定 1件 (令和5年1月開始)

(相馬市：97隻 (貝けた網漁業、機船船びき網漁業、沿岸流し網漁業、固定式さし網漁業、沿岸はえ縄漁業、一本釣り漁業、かご・どう・つぼ漁業、採貝・採藻漁業))

令和5年認定 2件 (令和5年9月開始)

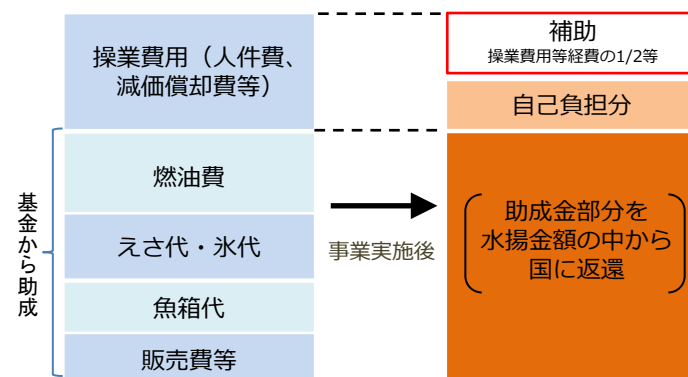
(相馬市：23隻 (沖合底びき網漁業)、いわき市：18隻 (沖合底びき網漁業・小型底びき網漁業))

※上記以外に大中型まき網漁業、サンマ棒受け網漁業による取組も2件実施中。

【事業概要】

地域で策定した復興計画に基づき、震災後の環境に対応し、収益性の高い操業・生産体制の確保や生産量の震災前の5割以上への回復等を目指し、安定的な水産物生産体制の構築に資する事業を行う漁協等に対し、必要な経費（人件費、燃油費、氷代等）を支援。

【事業のイメージ】



震災前以上の収益性の確保を目指す漁業者等の取組を支援

- 震災からの速やかな復興のため、「漁業・養殖業復興支援事業（がんばる漁業復興支援事業、がんばる養殖復興支援事業）」を創設。
- 震災前以上の収益性の確保等を目指す漁業者等の取組を支援。

【復興計画の認定状況】

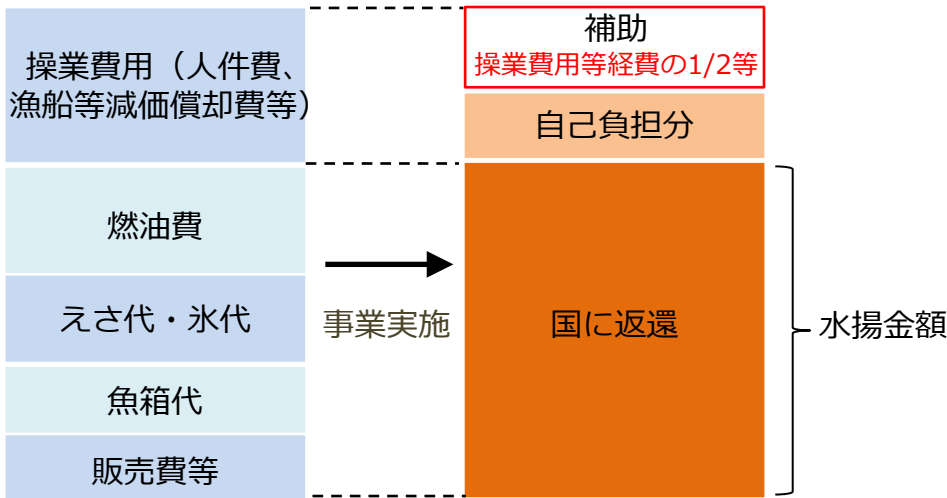
令和6年11月末時点：認定144件（漁船漁業：297隻及び33ヶ統、養殖業：993経営体）
令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）の執行額：174億円

漁船漁業の場合

【事業概要】

地域で策定した復興計画に基づき、震災後の環境に対応し、収益性の高い操業・生産体制の確保等を目指し、安定的な水産物生産体制の構築に資する事業を行う漁協等に対し、必要な経費（人件費、燃油費、氷代等）を支援。

【事業のイメージ】

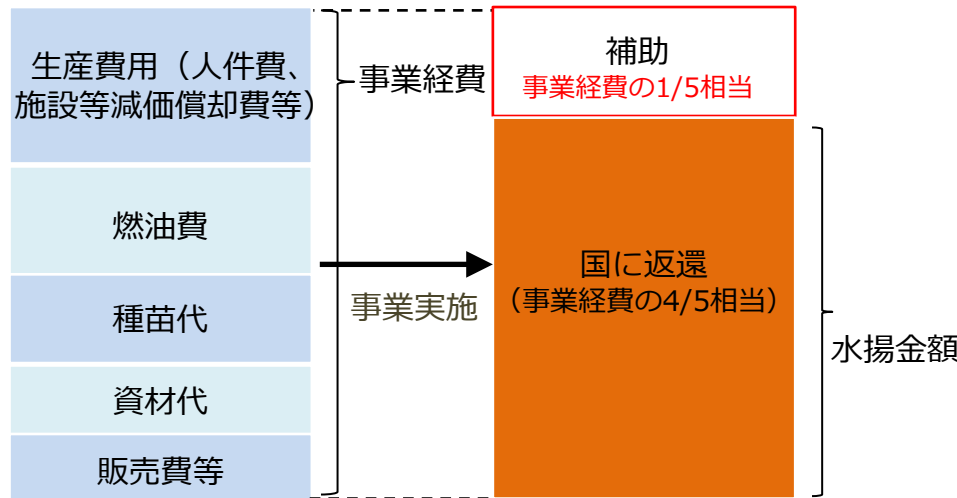


養殖業の場合

【事業概要】

地域で策定した復興計画に基づき、被災した養殖業者の経営の早期再開及び生産体制の自立を図るとともに、収益性の高い操業・生産体制への転換等に必要な経費（人件費、燃油費、種苗代等）を支援。

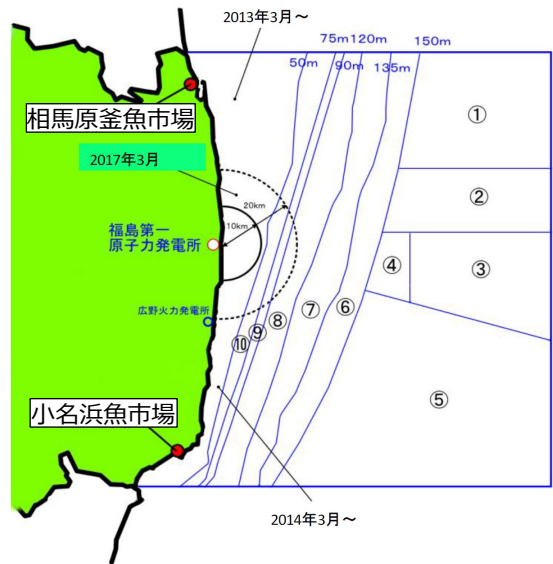
【事業のイメージ】



試験操業の決定の経緯

- ・福島県によるモニタリング検査で、放射性セシウムの値が基準値（50Bq/kg：自主基準値（国の基準値：100Bq/kg））以下の状態が一定期間続いていることを確認した上で、福島県地域漁業復興協議会及び福島県下漁業協同組合長会で協議し、試験操業の漁業種類、対象種・海域を決定。
- ・平成24年6月から、底びき網漁船による3種に絞った試験操業・販売を開始（相馬双葉地区）。
- ・平成25年10月から、底びき網漁業による試験操業を開始（いわき地区）。
- ・平成29年3月から、東京電力福島第一原子力発電所から半径10km～20kmの水域での試験操業を開始。また、順次、各魚市場で入札による出荷を実施し、漁獲された水産物は、福島県内に加え、仙台、東京等の市場に出荷。
- ・令和3年3月までで試験操業を終了。本格操業へ向けた移行期間へと位置づけ、水揚の拡大を図っている。

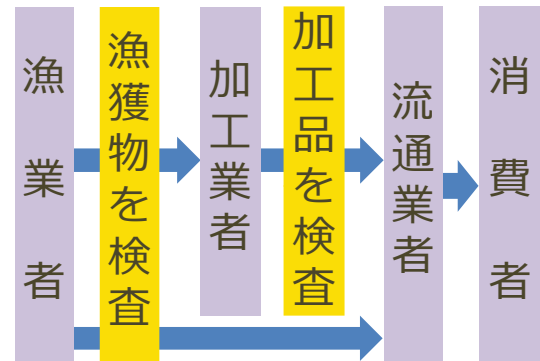
試験操業海域の推移（福島県資料から）



試験操業の漁業種類 出典：「福島県海面漁業漁獲高統計」、「福島県水産要覧」

沖合底びき網漁業		キアンコウ、ヒラメ、マアナゴ、マコガレイ、マダラ、ミズダコ等
小型機船底引き網漁業		イシカワシラウオ、コウナゴ(イカナゴの稚魚)、サヨリ等
貝けた網漁業		ウバガイ、コタマガイ
機船船びき網漁業		カタクチシラス、マシラス等
さし網漁業	沿岸流し網漁業	サワラ、ブリ、マサバ等
	固定式さし網漁業	イシガレイ、シロメバル、ヒラメ、マコガレイ等
沿岸はえ縄漁業		アイナメ、スズキ、ヒラメ、マダラ等
釣り漁業		アイナメ、シロメバル、ヒラメ等
沖合たこかご漁業		シライトマキバイ、ミズダコ、ヤナギダコ等
沿岸かご漁業（はもかご・どう漁業を含む）		ヒメエゾボラ、ヒラツメガニ、マダコ、ミズダコ等
採貝・採藻漁業（潜水漁業を含む）		ウニ類、アワビ類
松川浦養殖		アサリ、ヒトエグサ

漁獲物の流れ



（福島県漁連資料から）

漁業・養殖業復興支援事業 復興計画認定状況 (令和6年11月末時点)

MAFF

青森県

【漁船漁業】	認定3件(1隻及び2ヶ統)
平成23年	1件(八戸市)
平成24年	1件(八戸市)
平成25年	1件(八戸市)

岩手県

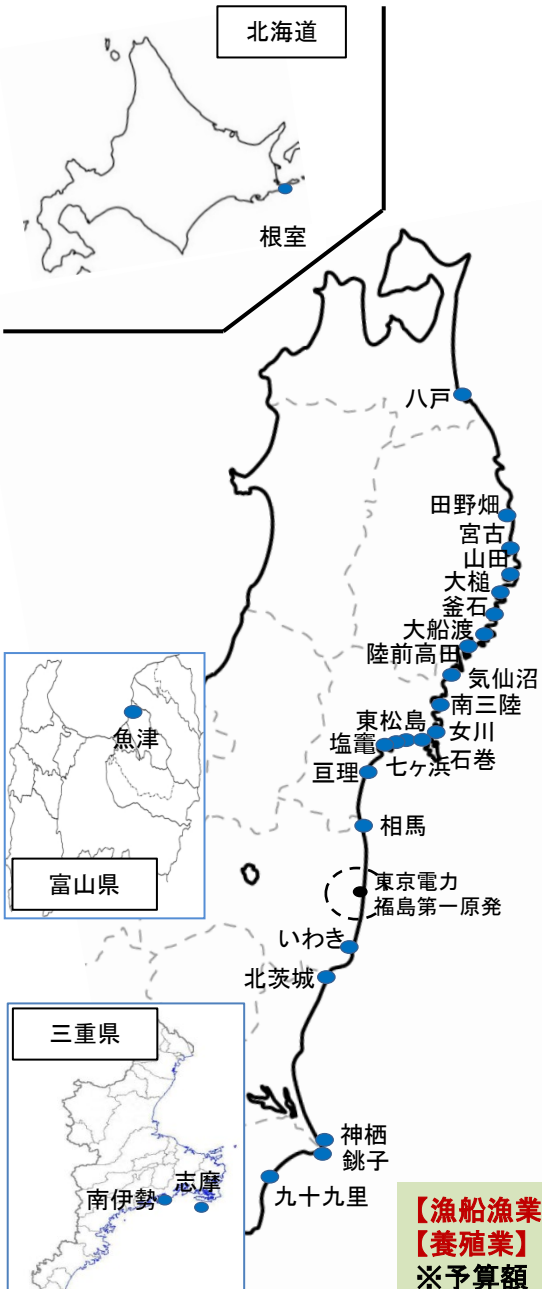
【漁船漁業】	認定13件(6隻及び9ヶ統)
平成23年	1件(大船渡市)
平成24年	3件(宮古市・釜石市・大槌町・大船渡市)
平成25年	5件(宮古市・釜石市・山田町・田野畑村・大船渡市)
平成27年	1件(大船渡市)
平成28年	1件(宮古市・釜石市)
令和6年	2件(釜石市)
【養殖業】	認定41件(493経営体)
平成24年	32件(宮古市・山田町・大槌町・釜石市・大船渡市・陸前高田市)
平成25年	7件(山田町・釜石市・大船渡市)
平成26年	2件(大船渡市)

千葉県

【漁船漁業】	認定2件(3ヶ統)
平成24年	2件(銚子市・九十九里町)

その他

【漁船漁業】	認定4件(10隻)
平成23年	1件(北部太平洋大中型まき網・全体計画)
平成24年	2件(全国さんま棒受網・全体計画、北海道根室市)
平成27年	1件(富山県魚津市)
【養殖業】	認定2件(19経営体)
平成24年	1件(三重県志摩市)
平成25年	1件(三重県南伊勢町)



宮城県

【漁船漁業】	認定23件(109隻及び1ヶ統)
平成23年	4件(気仙沼市・女川町)
平成24年	8件(石巻市・気仙沼市・女川町・亶理町)
平成25年	1件(石巻市)
平成26年	1件(石巻市)
平成27年	4件(気仙沼市・女川町・石巻市)
平成28年	2件(気仙沼市・女川町)
令和2年	1件(石巻市・塩竈市・女川町)
令和5年	2件(石巻市・塩竈市)
【養殖業】	認定37件(470経営体)
平成23年	1件(東松島市)
平成24年	26件(気仙沼市・南三陸町・女川町・石巻市・東松島市・塩竈市・七ヶ浜町・亶理町)
平成25年	4件(南三陸町・女川町・石巻市)
平成26年	1件(県下全域)
令和5年	1件(石巻市)
令和6年	4件(塩釜市・東松島市・七ヶ浜町・石巻市)

福島県

【漁船漁業】	認定11件(171隻及び7ヶ統)
平成23年	2件(いわき市)
平成28年	1件(いわき市)
令和元年	3件(相馬市・いわき市)
令和4年	1件(相馬市)
令和5年	2件(相馬市・いわき市)
令和6年	2件(いわき市)
【養殖業】	認定1件(11経営体)
令和6年	1件(相馬市)

茨城県

【漁船漁業】	認定7件(11ヶ統)
平成23年	1件(神栖市)
平成24年	2件(北茨城市・神栖市)
平成26年	1件(北茨城市)
平成27年	3件(北茨城市・神栖市)

【漁船漁業】 認定63件、297隻及び33ヶ統
【養殖業】 認定81件、993経営体
※予算額 818億円(平成23年度3次補正)106億円(平成24年度当初)

福島鮮魚便

福島県産水産物の美味しさと魅力について、多くの消費者に知ってもらえるよう、東京都や埼玉県などの大型量販店において、「福島鮮魚便」として常設で販売し、専門の販売スタッフが安全・安心と美味しさをPR。令和5年度は16店舗で実施。



流通拡大実証試験

福島県産水産物の水揚拡大に対応するため、ブランド力向上の一環として、共同出荷による多角的な流通拡大の取組（遠隔地等への活魚及び鮮魚出荷）による県産水産物の取扱量増加、単価向上を検証。

令和5年度は3団体（18社）により、首都圏をはじめとした16都道府県に対し、福島県産水産物の共同出荷を実施。



福島県によるモニタリング検査

- 事故直後から、福島県では放射性物質を監視するため魚介類のモニタリング検査を開始。
- 毎週約130検体の魚介類検査の他、海水・海底土・餌生物などの調査も実施。
- 引き続き、モニタリング検査により水産物の安全性を確認しながら、水揚げ増加を検討。

漁協による自主検査

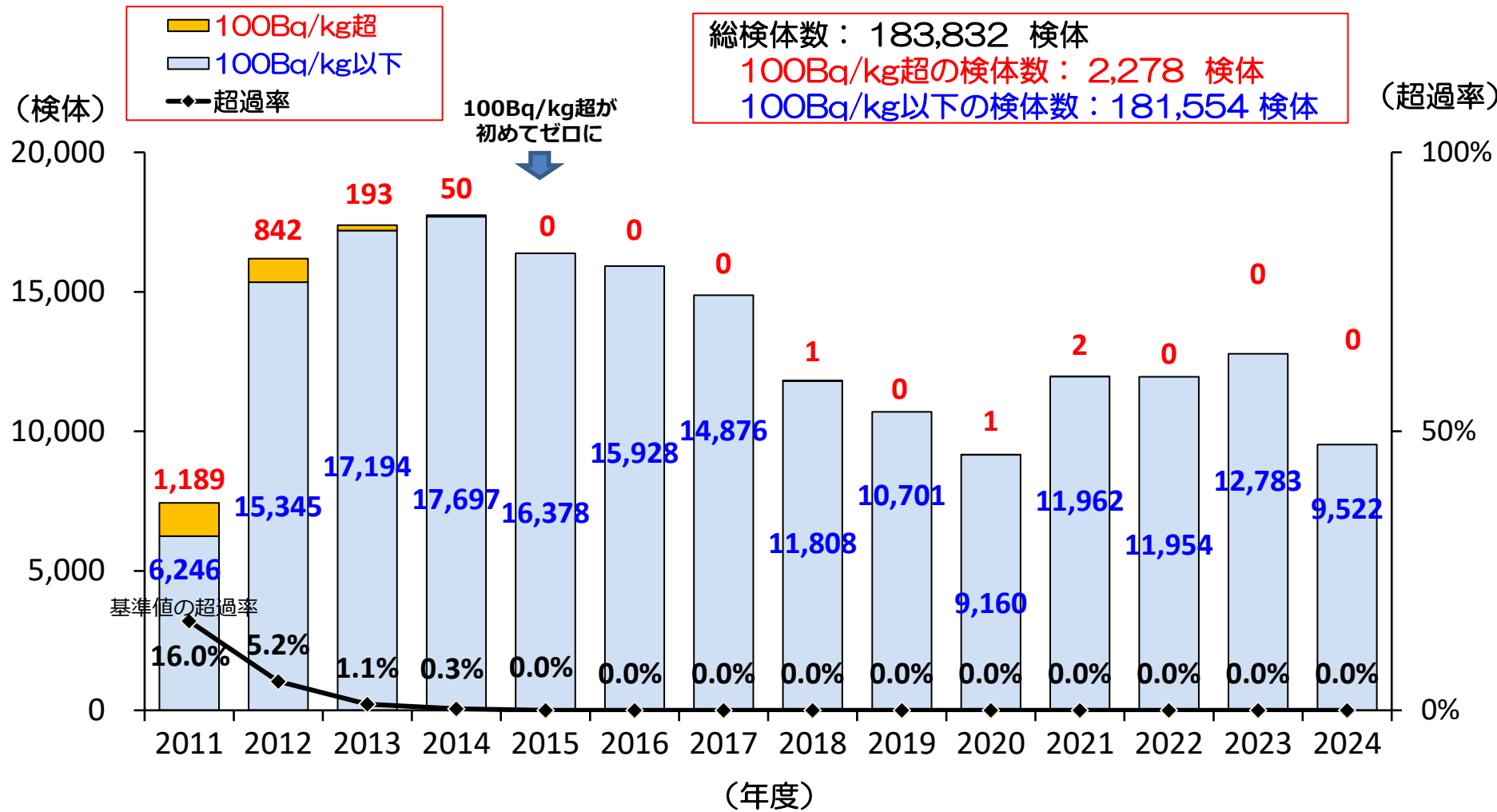
- 水揚げする魚介類を消費者に安心して食べていただくため、相馬双葉地区といわき地区でそれぞれ水揚げごとに、全魚種を自主検査。
- 国の基準値（100Bq/kg）より厳しい出荷基準（50Bq/kg）を設定するとともに、仮に25Bq/kgを超えた際は、福島県海洋研究センター・福島県水産資源研究所で再検査を実施。



放射性物質濃度の検査結果（福島県・海産種）

2024年
12月3日時点

原発事故以降、基準値（100Bq/kg）を超えるものは時間の経過とともに減少。
海産種の**基準値超過率**は、**2015年以降ほぼ0%**。



調査の結果やQ&Aを日本語、外国語でホームページに掲載し、正確でわかりやすい情報提供を実施。
国立研究開発法人水産研究・教育機構等と協力して、一般消費者向けのなじみやすいパンフレット（放射能と魚のQ&A、知ってほしい放射性物質検査の話）も作成し、消費者等への説明に活用。
消費者、加工業者など様々な関係者に対して、説明会等を実施（令和6年12月13日までに計229回）。

放射性物質調査の実施・情報提供

- ・水産庁HPにおいて、水産物中の放射性物質の検査結果や、基準値の超過率等について情報提供
- 水産庁HP (<http://www.jfa.maff.go.jp/j/housyanou/kekka.html>)

水産物の放射性物質検査に係る報告書 （平成29年10月更新）

- ・原発事故以降のモニタリング検査等の取組を総括し、解説した「読めばわかる」報告書の作成
- ・消費者から専門家まで理解・活用できる内容（魚種別の傾向、海洋モニタリングの情報、水産物の汚染メカニズムに係る調査研究等）
- ・英語版を作成し、外国政府等への説明にも活用
- 水産庁HP (<http://www.jfa.maff.go.jp/j/housyanou/attach/pdf/kekka-240.pdf>)
- 英語版HP (<http://www.jfa.maff.go.jp/e/inspection/attach/pdf/index-34.pdf>)

放射能と魚のQ&A（平成30年5月更新）

- ・消費者が放射能と魚に関わる内容を理解するための入門書を作成
- ・放射能と魚に関わる重要な質問を15に絞り、その回答を1ページに収めて解説
- ・パンフレット版を作成し、展示会等への説明や配布にも活用
- 国立研究開発法人水産研究・教育機構HP
(http://www.fra.affrc.go.jp/bulletin/radioactivity_pamphlet2018/cover_index.html)

知ってほしい放射性物質検査の話（令和6年3月発行）

- ・食品の放射性物質検査の仕組みや水産物中の放射性セシウムの分析状況等を分かりやすくまとめたパンフレットを作成
- ・展示会等への説明や配布にも活用
- 水産庁HP (<https://www.jfa.maff.go.jp/j/koho/saigai/index.html>)
- 外国語版 (<https://www.jfa.maff.go.jp/e/inspection/index.html>)
(英・中・韓・タイ)

説明会等の実施状況

- ・東北復興水産加工品展示商談会、ジャパンインターナショナルシーフードショー、シーフードショー大阪、スーパーマーケットトレードショー、各地消費地でのセミナー
- ・Fish-1グランプリ（プライドフィッシュ料理・ファストフィッシュ商品のコンテスト）での展示及び説明等



令和2年10月27日FABEX関西でのセミナーの様子

福島県での取組事例 多様な漁業種類に対応した操業情報収集・配信システムの構築に関する実証研究

1. 海面漁業における情報収集・配信システムの実証

デジタル操業日誌

漁場の自動測位
自動検知 測位 自動検知
出港 停止 出発 帰港
漁業者による水温観測
海洋観測データに基づいた操業
さし網漁業 かご漁業
デジタル操業日誌
自船の操業場所や漁獲量を確認可能
経験をデータ化し操業を効率化

品質情報の測定技術の実証

多獲性魚種の脂質測定
福島県の特徴的魚種についても調査
脂質以外の成分も分析→品質情報の充実化
品質情報の広報と高付加価値化

2. 内水面漁業における情報収集・配信システムの実証

漁場環境・漁業資源の把握

AIによる予測

実証技術：情報流通（ICT化）

資源予測支援情報の収集

遊漁支援情報

アプリ 遊漁者等

魚群探知情報
環境観測情報
効率的な種苗放流

AIを活用した漁場環境・漁業資源把握および情報発信による内水面漁業の振興

3本柱で先端技術を活用・展開

(1) デジタル操業日誌で操業の効率化

- ・漁業者自身の海洋観測
- ・経験や勘をデータ化・見える化

(2) ICTによる内水面漁業の振興

- ・多機能ブイによる観測
- ・遊漁支援情報の発信

(3) リアルタイムデータ・予測情報の配信と活用

- ・多種多様な情報を迅速に配信
- ・高度な資源管理の実現

漁業者のモチベーションを醸成
「ふくしまマリンシステム」のスマート水産業実証モデル化

3. 多様な漁業種類におけるリアルタイムデータの配信と活用方法の検討

スーパーコンピュータによる計算・予測

計算センター 予測結果

報告情報・観測結果

過去数十年分の調査データ

行政・民間

AIによる資源の推定

資源の見える化 高度な資源管理

漁業者による海洋観測

Bluetooth

作業現場で観測解析図や予測結果の確認

作業日誌データ
魚群探知機データ

⑤原子力災害からの復旧・復興 (風評対策)

農林畜産物に含まれる放射性物質の低減対策の実施

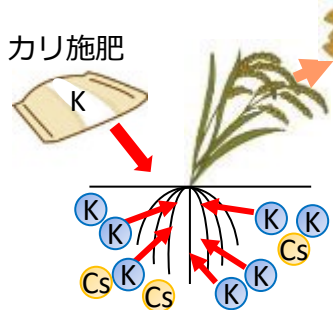
放射性セシウムの基準値を下回る農林畜産物のみが流通するよう、品目ごとの特性に応じて、放射性物質の低減対策、吸収抑制対策や収穫後の検査等の取組を推進。

引き続き、生産現場の協力を得て、放射性物質の低減対策の徹底を図る。

米

カリ施肥等による放射性物質の吸収抑制対策を実施。
基準値を超過した米の流通を防ぐ取組を実施。

カリ施肥による稲の吸収抑制対策



土壌中のカリ濃度が適正な場合、放射性セシウムの吸収は抑制される



カリウム散布状況

畜産物

畜産物が食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、暫定許容値以下の飼料のみを給与するなど適切な家畜の飼養管理を徹底。

モニタリング対象県の牛肉については、食品の基準値以下のもののみが流通するよう抽出検査を実施。

飼料の放射性セシウムの暫定許容値
牛・馬：100Bq/kg、豚：80Bq/kg、鶏：160Bq/kg

牧草の放射性物質の吸収抑制対策

- 除染後に生産された牧草の放射性セシウム濃度を調査し、飼料としての利用の可否を判断。



ゲルマニウム半導体検出器による分析
(農林水産省「放射性物質の分析について」)

- 土壌診断の結果を踏まえカリの施肥を行う。
交換性カリウム濃度は30~40mg/100gが有効。
- カリ施肥後、グラスタニー、周産期病の原因となる可能性があり、牧草ミネラル濃度の確認などが必要。

きのこ

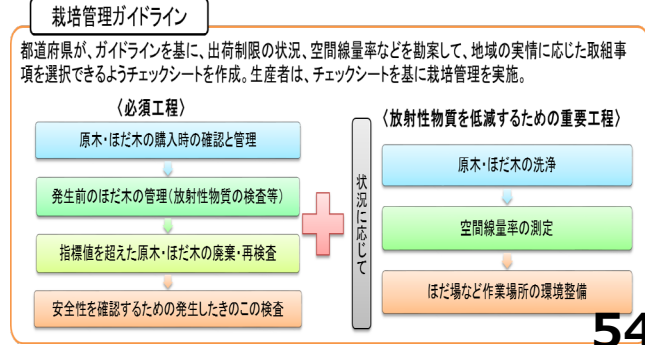
きのこが食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、きのこ原木等に含まれる放射性物質濃度の指標値を設定。(きのこ原木：50 Bq/kg、菌床用培地：200 Bq/kg)

指標値を満たすきのこ原木等の導入や、発生したきのこの放射性物質を検査する等の栽培管理を通じて、基準値以下のきのこ生産を実施。

具体的な取組



きのこ原木の導入支援



農林水産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低下

農畜産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低くなっており、 現在、基準値超過の農畜産物の流通はなし。
きのこ・山菜類、水産物でも、基準値を超過したものはごくわずか。

農林水産物の放射性物質の検査結果^{注1}（17都県^{注2}）

品 目		令和4年度 ^{注3、注4}		令和5年度 ^{注3、注4}		令和6年12月31日現在 ^{注3、注4、注5}		基準値超過品目
		基準値 超過割合	基準値超過点数 (検査点数)	基準値 超過割合	基準値超過点数 (検査点数)	基準値 超過割合	基準値超過点数 (検査点数)	令和6年度 (令和5年度)
農 畜 産 物	米	0 %	0 (276,112)	0 %	0 (81,365)	0 %	0 (75,017)	—
	麦	0 %	0 (122)	0 %	0 (114)	0 %	0 (100)	—
	豆 類	0 %	0 (127)	0 %	0 (108)	0 %	0 (18)	—
	野 菜 類	0 %	0 (2,101)	0 %	0 (3,419)	0 %	0 (1,901)	—
	果 実 類	0 %	0 (331)	0 %	0 (968)	0 %	0 (505)	—
	茶 ^{注6}	0 %	0 (12)	0 %	0 (16)	0 %	0 (3)	—
	その他 地域特産物	0 %	0 (108)	0.8 %	1 (127)	0 %	0 (75)	— 〈ソバ ^{注7} 〉
	原 乳	0 %	0 (104)	0 %	0 (180)	0 %	0 (91)	—
	肉・卵 (野生鳥獣肉除く)	0 %	0 (5,545)	0 %	0 (7,151)	0.02 %	1 (5,567)	牛肉 ^{注8} 〈—〉
きのこ・山菜類		0.8 %	63 (7,569)	0.8 %	69 (8,130)	0.7 %	63 (9,030)	コシアブラ、タケノコ等5品目 〈コシアブラ、タケノコ等6品目〉
水 産 物		0.01 %	2 (13,593)	0 %	0 (14,196)	0 %	0 (11,992)	—
農林水産物計		0.021 %	65 (305,724)	0.06 %	70 (115,774)	0.06 %	64 (104,299)	

(注1) 厚生労働省及び自治体等が公表したデータに基づき作成。検査点数には、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部決定。以下「検査ガイドライン」という）に基づき17都県が実施したモニタリング検査のほか、他の道府県、市町村及び生産者団体等が実施した検査（出荷後に流通品を対象に行われた検査を含む）のものを一部含む。農畜産物については、栽培/飼養管理が可能な品目が対象。きのこ・山菜類については、栽培管理されていない野生のものも含む。

(注2) 検査ガイドラインで対象自治体としている17都県。ただし、水産物については全国を集計。

(注3) 平成24年4月施行の基準値（100 Bq/kg）を超過した割合（原乳については50 Bq/kg）。なお、茶は、荒茶や製茶の状態で500 Bq/kgを超過した割合。

(注4) 穀類（米、大豆等）について、生産年度と検査年度が異なる場合は、生産年度の結果に含めている。（注5）同年12月31日現在の検査結果（厚生労働省公表の速報値）。

(注6) 飲料水の基準値（10 Bq/kg）が適用される緑茶のみ計上。（注7）収穫・調製作業において使用した器具からの交差汚染によるもの。

(注8) 農家で隔離されていた古い稲わら（平成23年4月に収集したもの）が誤って給与されていたことによるもの。現在は、古い稲わらが給与されないよう、改めて隔離措置を徹底。

科学的根拠に基づかない風評が今なお残っていることを踏まえ、平成29年12月、政府は、伝えるべき対象、内容、取り組むべき具体的施策等を示した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を策定。
(復興大臣の下、関係省庁局長クラスを構成員とするタスクフォースで決定)

本戦略に基づき、政府一体となって風評の払拭に取り組むこととしている。

ポイント

知ってもらう

対象

- ①児童生徒、教育関係者
- ②妊産婦、乳幼児、児童生徒の保護者
- ③広く国民一般

内容

- ①放射線の基本的事項と健康影響
- ②食品と飲料水の安全性 等

具体的施策

- ①放射線副読本の改訂
- ②乳幼児健診の機会等を利用した情報発信の開始 等

食べてもらう

- ①小売、流通事業者
- ②消費者
- ③在京大使館、外国要人、外国プレス
- ④在留外国人、海外からの観光客

- ①福島県産品の「魅力」や「美味しさ」
- ②食品と飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準
- ③生産段階での管理体制 等

- ①福島県産品の販売場所の情報発信
- ②流通実態調査の結果を踏まえた小売・流通事業者への説明や理解を深めるための情報提供
- ③輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ
- ④食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションの推進 等

来てもらう

- ①教師、PTA関係者、旅行者
- ②海外からの観光客、外国プレス、在留外国人
- ③県外からの観光客

- ①福島県の旅行先としての「魅力」
- ②福島県における空間線量率や食品等の安全 等

- ①福島県ならではの「ホープツーリズム[※]」の推進
- ②東北を対象としたプロモーション 等

※福島県が行っている、復興に向け挑戦する「人」との出会いや「福島県のありのままの姿」を実際に見て、聴いて、学んで、そして希望を見つけてもらう取組

農林水産省は、関係府省（消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省）等と連携して、食品中の放射性物質の現状や生産者の取組について、ウェブページや意見交換会等により、正確な情報発信や双方向のリスクコミュニケーションに取り組んでいる。

農林水産省ウェブページ

食品中の放射性物質について知りたい方へ（消費者向け情報）

掲載日：平成27年1月30日
更新日：令和6年8月13日

平成23年に発生した東日本大震災では、福島第一原子力発電所の事故の影響により、放射性物質が食品の安全対策の課題の一つになっています。
食品の安全性確保に向けた取組や被災地を応援する取組についてまとめました。



トピックス

▶ 食品中の放射性物質の最近の検出状況[令和6年8月13日] **Now!**

農畜水産物等を対象とした放射性物質の検査結果などを随時更新

リーフレット等



「食べものとうるしき物質のはなし」

YouTubeを利用した動画配信



震災の影響を受けた桃生産者の取組などを紹介

意見交換会等

消費者および大学生を対象とした意見交換会のほか、子育て世代を対象とした親子イベントを開催



大学生との意見交換会



親子参加型イベント

令和6年の意見交換会等の開催状況

開催日	開催場所
令和6年1月16日	大学生向け意見交換会（東日本国際大学、福島県いわき市）
3月4日	大学生向け意見交換会（純真学園大学、福岡県福岡市）
8月3～4日	親子参加型イベント（宮城県仙台市）
9月18日	大学生向け意見交換会（純真学園大学、福岡県福岡市）
10月1日	大学生向け意見交換会（東日本国際大学、福島県いわき市）
10月11日	大学生向け意見交換会（立命館大学、滋賀県津市）
10月24日	大学生向け意見交換会（東京農業大学、東京都世田谷区）
10月25～27日	親子参加型イベント（東京都江東区）
11月9～10日	親子参加型イベント（大阪府大阪市）
11月18日	一般消費者向け意見交換会（東京都千代田区）
11月25日	一般消費者向け意見交換会（大阪府大阪市）
12月13日	大学生向け意見交換会（北陸大学、石川県金沢市）

※大学生対象はリモート形式の講義も含まれる

「食べて応援しよう！」～被災地産食品の利用・販売を推進～

MAFF

- 「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、生産者、消費者等の団体や食品産業事業者等、多様な関係者の協力を得て、被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の取組を平成23年4月より推進。
- 関係省庁と連携し、平成24年度より経済団体、食品産業団体、都道府県、大学等に対し、被災地産品の販売促進を依頼。
- 全府省庁の食堂・売店において、積極的に被災地産食品を利用・販売。



「食べて応援しよう！」

被災地やその周辺地域で生産・製造されている農林水産物・食品（被災地産食品）を積極的に消費することで被災地の復興を応援する運動



これまでの取組：2,010件
うち被災地産食品販売フェア等：1,302 件
社内食堂等での食材利用：604 件
(平成23年4月～令和6年9月までの間)



社内売店における福島県産米の販売



被災地産食品を使用したメニューの提供

福島県の農林水産業の再生に向けた取組状況（生産段階での取組）

MAFF

福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援。

第三者認証GAP等の取得支援

- ・ 第三者認証GAP等取得に係る研修受講や審査費用等を支援。
＜福島県内GAP取得状況＞（令和6年3月末時点・福島県調べ）
認証件数：416件（GLOBALG.A.P. 23件、ASIAGAP 9件、JGAP 158件、FGAP 226件） 認証経営体数：774経営体
- ・ 普及指導員や農業高校教員等の指導員資格取得を支援。令和5年度は252名がJGAP指導員資格研修を受講。
- ・ 消費者・実需者等の理解促進のため、GAPに関する産地情報の発信等を支援。



国際水準に引き上げたFGAPの現地審査



GAP認証農場紹介冊子の作成

環境にやさしい農産物の生産支援

- ・ 有機JAS認証の取得に係る費用を支援し、60名が認証を取得（令和6年3月末時点）。令和6年度も引き続き支援中。
- ・ 有機栽培米等の産地見学会や商談会、オーガニックふくしまマルシェ等を開催し販路拡大を支援。



有機農産物の産地見学会



オーガニックふくしまマルシェ

水産エコラベルの取得、水産物の高鮮度化支援

- ・ 水産エコラベルの取得に係る研修の受講や審査費用等を支援。
- ・ 水産物の高鮮度化に向けた取組及び新たな販路開拓に要する経費を支援。



シャーベットアイス冷却による高鮮度保持

農林水産物の検査支援

- ・ 国のガイドライン等に基づく放射性物質検査に要する経費を支援。
- ・ 産地における自主検査に要する経費と、検査結果に基づく安全性のPRを支援。



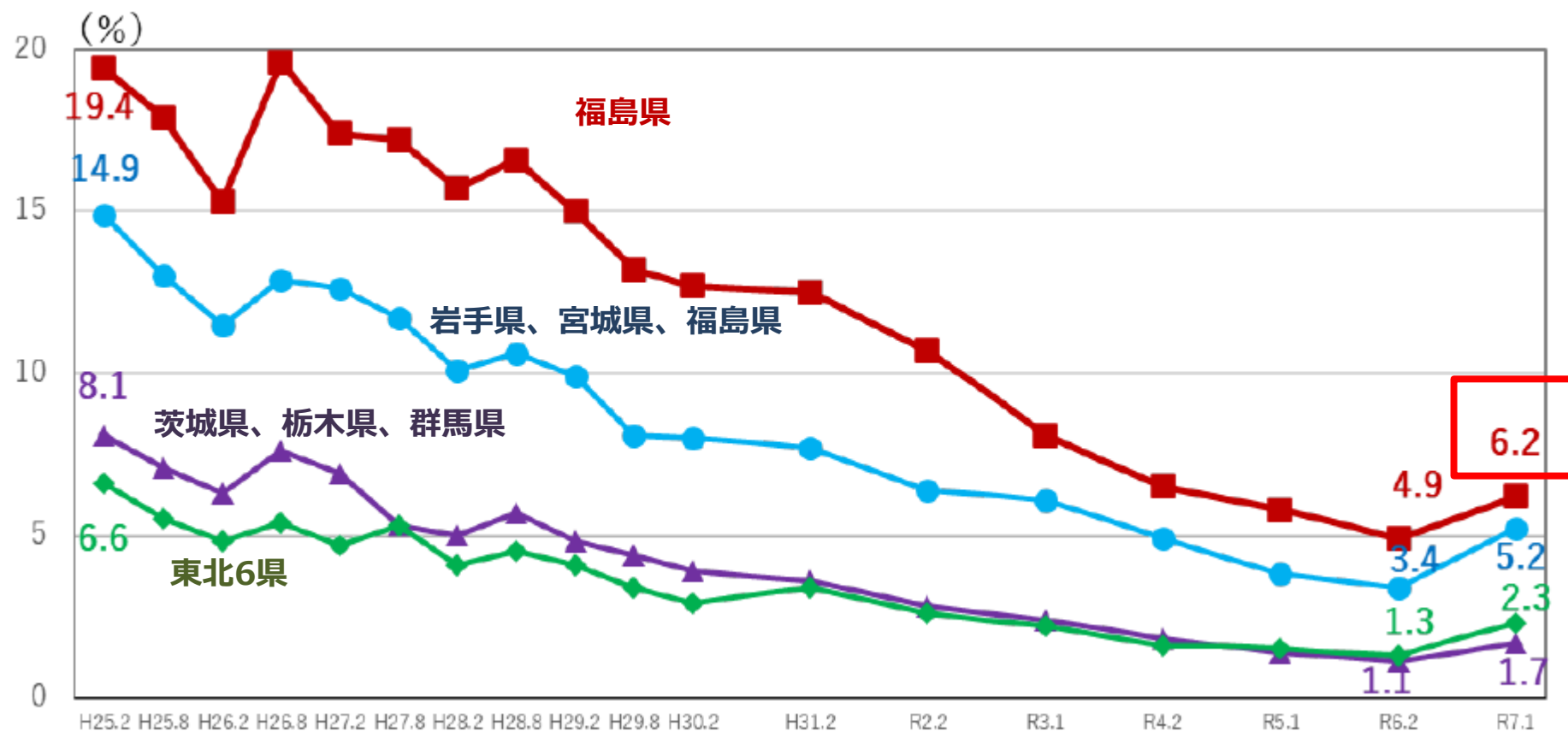
ゲルマニウム半導体検出器による測定

食品についての風評の現状

放射性物質を理由に被災地産品の購入をためらう人の割合は、相当減少。
(H24 : 19.4% → R6 : 6.2%)

%

食品を買うことをためらう産地

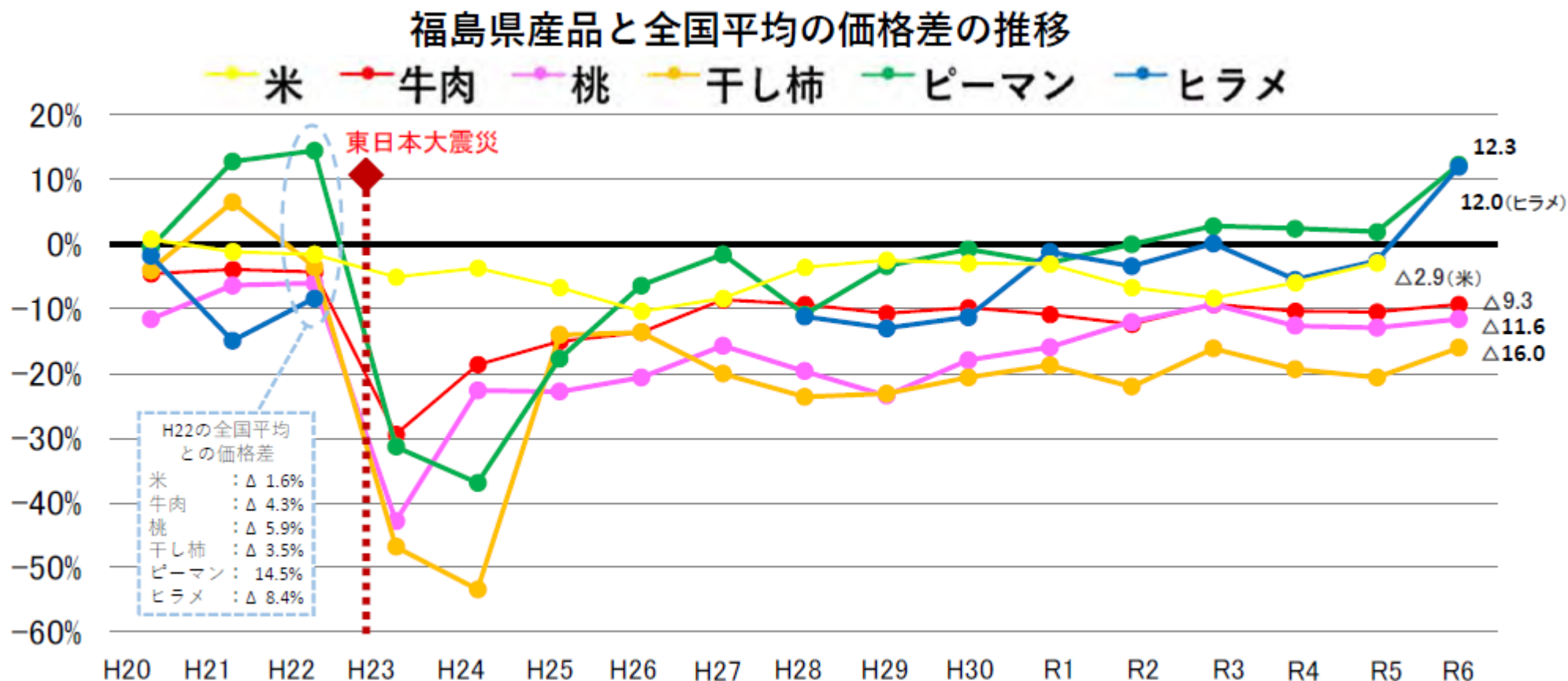


資料：消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第18回）」

注：全回答者（5,176人）のうち、産地を気にする人が放射性物質を理由に購入をためらう産地として選択した産地の割合

福島県産品と全国平均の価格差

- 福島県産品と全国平均の価格差の推移は、概ね回復傾向。
- 一方で、価格差が震災前のポジションに戻っていない品目も存在。



※指数は福島県産品と全国平均の価格差を全国平均の価格で割った値である。

※米は産年単位、牛肉、干し柿及びヒラメは年度単位、桃及びピーマンは7～9月の値である。

※令和6年度は令和6年12月までの実績である。

※干し柿にはあんぽ柿以外も含まれる。

※ヒラメは平成28年に試験操業の対象魚種となり出荷が再開された。

データ出所: 米は農林水産省「米の相対取引価格」に基づく県推定値、それ以外は東京都中央卸売市場「市場統計情報」

流通段階における取扱姿勢の評価、取扱減少の理由

MAFF

- 消費者が自身の購入姿勢を比較的前向きに評価している一方で、小売業者・外食業者は消費者の購入姿勢を概ね中立的と評価しているなどの認識の齟齬の解消に向けた、更なる取組が必要。
- 震災前より取扱いが減少した等の理由として、「他産地産のもので賄えるから」と答える事業者が約4割を占めており、福島県産を取り扱ってもらうための取組が必要。

福島県産品の取扱姿勢の評価（自己評価・他社評価）

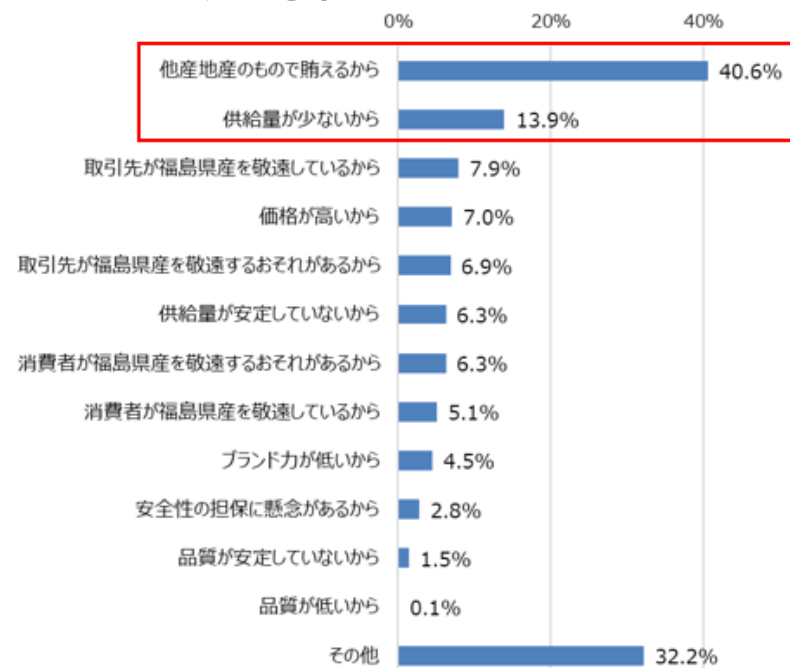
	取扱姿勢・購入姿勢					
	卸売	仲卸	加工	小売	外食	消費者
卸売による評価	4.2 (75)	3.7 (60)	2.9 (72)	3.5 (64)	3.6 (62)	
仲卸による評価		3.8 (322)	3.0 (131)	3.4 (202)	3.1 (169)	
加工による評価			3.4 (167)	3.3 (58)	3.2 (35)	
小売による評価				3.5 (380)		3.0 (255)
外食による評価					3.1 (297)	3.0 (140)
消費者による評価						3.6 (-)

(注)農林水産省「令和6年度福島県産農産物等流通実態調査」。

「5:前向き」「4:やや前向き」「3:どちらともいえない」「2:やや後向き」「1:後向き」の5段階評価の平均値。カッコ内の数値は、評価する側とされる側の組合せごと回答数。

消費者自身の姿勢については、全国の消費者への調査での4,000人の回答。

震災前より取扱いが減少、取扱いが無くなった、現在も取扱いが無い理由



(注)農林水産省「令和6年度福島県産農産物等流通実態調査」。

「震災前から取り扱っており、震災前から減少した」「震災前は取り扱っていたが、震災後取扱いがなくなった」「震災前も現在も福島県産の取扱いはない」事業者のみ対象。

- 水産業において、ALPS処理水による風評影響を最大限抑制し、本格的な復興を果たすため、被災県産水産物の取扱拡大等への支援とともに、消費者が安心して購入していただけるよう支援を行います。
- 農林業においても、福島県産品の販売棚の確保等に向けた取組を引き続き支援します。

水産物の販売促進

- **被災県産水産加工品の販売促進、情報発信**
 - ・ 大手寿司チェーンや外食店等でフェアを開催
 - ・ 量販店・専門鮮魚店等における販売を支援
 - ・ EC販売業者と地元加工業者のマッチング・商品開発を支援
 - ・ 海外バイヤーを被災地に招聘し、産地訪問の機会を創出
- **福島県産水産物の販売促進**
 - ・ 大型量販店において、「福島鮮魚便」として常設で販売
 - ・ 地元消費を着実に増やすため消費地市場の水産卸等を支援
- **消費者の「安心」と科学的な「安全」とのギャップを解消**
 - ・ 消費者が福島県産水産物の安全性や産地の情報等を確認できる取組を支援
- **経産省、復興庁とともに「三陸・常磐ものネットワーク」の取組を支援**



量販店の販売コーナー



海外バイヤー向け商談会

農林産物の販売促進

- **被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の運動を継続して展開**
- **福島県産農林産物の取扱拡大を支援**
 - ・ 量販店等で販売コーナーの設置、フェア・商談会の開催、バイヤーツアーの実施等ブランド化を支援
 - ・ オンラインストアにおける特設ページの運営等による福島県産品の魅力や安全性の配信等を支援
 - ・ テレビCM等を活用した販売促進を支援
 - ・ 輸出可能国・地域で商談会・展示会参加や試験販売開催等の販売促進を支援
 - ・ 専門家のサポート等による生産者の販路開拓等の支援



バイヤーツアーの実施



海外でのフェア

- ### <処理水放出後>

No.	試料採取		試料名	(単位: Bq/kg) (検出限界値)	
	日	時			
291	R6.10.18	4:30頃	ヒラメ	不検出	(8.03)
292	R6.10.18	4:30頃	ヒラメ	不検出	(8.06)
293	R6.10.22	4:00頃	ヒラメ	不検出	(7.79)
294	R6.10.22	4:00頃	ヒラメ	不検出	(7.77)
295	R6.10.23	4:00頃	ヒラメ	不検出	(7.56)
296	R6.10.23	4:00頃	ヒラメ	不検出	(7.75)
297	R6.10.24	4:00頃	ヒラメ	不検出	(8.23)
298	R6.10.24	4:00頃	ヒラメ	不検出	(8.13)
299	R6.10.25	4:00頃	ヒラメ	不検出	(7.72)
300	R6.10.25	4:00頃	ヒラメ	不検出	(7.64)
301	R6.10.29	4:00頃	ヒラメ	不検出	(8.53)
302	R6.10.29	4:00頃	ヒラメ	不検出	(8.49)
303	R6.10.30	4:00頃	ヒラメ	不検出	(8.87)
304	R6.10.30	4:00頃	ヒラメ	不検出	(9.07)
305	R6.10.31	4:00頃	ヒラメ	不検出	(8.65)
306	R6.10.31	4:00頃	ヒラメ	不検出	(8.44)
307	R6.11.1	5:20頃	ヒラメ	不検出	(7.82)
308	R6.11.1	5:20頃	ヒラメ	不検出	(7.87)
309	R6.11.5	3:30頃	ヒラメ	不検出	(7.79)
310	R6.11.5	3:30頃	ヒラメ	不検出	(7.89)
311	R6.11.12	4:00頃	ヒラメ	不検出	(7.81)
312	R6.11.12	4:00頃	ヒラメ	不検出	(7.72)
313	R6.11.17	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.93)
314	R6.11.17	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.87)
315	R6.11.26	3:30頃	ヒラメ	不検出	(8.15)
316	R6.11.26	3:00頃	ヒラメ	不検出	(8.11)
317	R6.12.3	4:00頃	ヒラメ	不検出	(7.10)
318	R6.12.3	4:00頃	ヒラメ	不検出	(7.27)
319	R6.12.9	5:00頃	ヒラメ	不検出	(6.83)
320	R6.12.10	4:50頃	ヒラメ	不検出	(7.01)

64

原発事故に伴う諸外国・地域の食品等の輸入規制の概要

原発事故に伴い諸外国・地域において措置された輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を措置した55の国・地域のうち、49の国・地域で輸入規制を撤廃、6の国・地域で輸入規制を継続）。

規制措置の内容／国・地域数※			国・地域名
事故後輸入 規制を措置 55	規制措置を撤廃した国・地域 49		カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、U A E、イスラエル、シンガポール、米国、英国、インドネシア、EU、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、仏領ポリネシア
	輸入規制を 継続して措置 6	一部又は全ての都道府県を 対象に検査証明書等を要求 2	ロシア、台湾
		一部の都県等を対象に 輸入停止 4	中国、香港、マカオ、韓国

※ 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

ALPS処理水の海洋放出に伴う諸外国・地域の食品等の輸入停止の概要

ALPS処理水の海洋放出に伴い諸外国・地域において以下の輸入停止が措置された。

規制措置の内容／国・地域数		国・地域名
海洋放出後 輸入停止を 措置 4	<u>全都道府県</u> の水産物を 輸入停止	中国、ロシア
	<u>10都県</u> の水産物等を 輸入停止	香港
	<u>10都県</u> の生鮮食品等を 輸入停止	マカオ

農林漁業者への賠償支払い状況

農林水産省では、農林水産関係の被害者の早期救済の観点から、東京電力に対し、中間指針等に基づく賠償金の適切な支払いを求めている。

農林水産関係では令和7年2月までに、約1兆1263億円の請求に対し、約1兆808億円を支払い※。

※令和7年2月28日時点で、農林漁業者等の請求・支払い状況について、関係団体等からの聞き取りにより把握できたもの。

中間指針の概要（農林漁業等に関する主な内容）

政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害

○農林水産物・食品の出荷・作付・その他の生産・製造・流通に関する制限及び検査について、①政府による指示等、②地方公共団体が合理的理由に基づき行うもの、③地方公共団体が関与し、生産者団体が合理的理由に基づき行うもの、に伴う農林漁業者その他の指示等対象者の損害(減収・追加的費用等)は対象

いわゆる風評被害

原則として事故と相当因果関係がある損害として、以下の類型を記載。

○農林漁業

【農産物（茶・畜産物を除き、食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、岩手、宮城

【茶】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡、宮城、東京

【林産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡、広島（広島はしいたけのみ）

【畜産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、岩手、宮城、群馬（岩手、宮城、群馬は牛乳・乳製品のみ）

【牛肉（セシウム汚染牛肉関係）】北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根（他の都道府県で同様の状況が確認された場合は同様に扱われる）

【水産物（食用・餌料用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、北海道、青森、岩手、宮城

【花】福島、茨城、栃木 【家畜の飼料及び薪・木炭】福島、岩手、宮城、栃木

【家畜排せつ物を原料とする堆肥】福島、岩手、宮城、茨城、栃木、千葉

【その他の農林水産物】福島

○農産物加工・食品製造業

○農林水産物・食品の流通業

○輸出